

【表紙】

| | |
|--------------------------------------|-------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年 9月20日 |
| 【発行者名】 | ブラックロック・ジャパン株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 出川 昌人 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 加藤 淳一郎 |
| 【電話番号】 | 03-6703-4935 |
| 【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | 日興ブラックロック・エマージング・ロングショート・ファンド |
| 【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額】 | 2,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

日興ブラックロック・エマージング・ロングショート・ファンド
(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
当初元本は、1口当たり1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。

(4) 【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(5)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額の4.20%（税抜4.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています（以下同じ。）。

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6)【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成24年9月21日から平成25年3月19日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(9)【払込期日】

ファンドの投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」でお払込みください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

日本以外の地域における発行

行いません。

購入不可日

販売会社の営業日であっても、ニューヨーク市の銀行の休業日およびその他マザーファンドの主要投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、購入は受け付けません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載
- ・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

「日興ブラックロック・エマージング・ロングショート・ファンド」(以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。)は、長期的なトータル・リターンを最大化を目標に運用を行います。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信/海外/株式/特殊型(ロング・ショート型)に属しています。下記は、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 補足分類 |
|----------------|----------------|---------------------------------------|------------------------------|
| 単位型投信 追加型投信 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合 | インデック型 特殊型 (ロング・ショート型) |

< 属性区分表 >

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | 特殊型 |
|---|---|---|---|-------------------------|---|
| 株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型 | 年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 | グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング | ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ | あり (フルヘッジ) なし | ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショール ト型/絶対収益 追求型 その他 |

< 各分類および区分の定義 >

・ 商品分類

| | | |
|----------------|--------------------|--|
| 単体型投信・追加型投信の区分 | 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 投資対象地域による区分 | 海外 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 投資対象資産による区分 | 株式 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 補足分類 | 特殊型 (ロング・ショート型) | 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法(ロング・ショート戦略)の記載があるものをいう。 |

・ 属性区分

| | | |
|---------------|--------------------|---|
| 投資対象資産による属性区分 | その他資産（投資信託証券） | 目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。 |
| 決算頻度による属性区分 | 年2回 | 目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 投資対象地域による属性区分 | エマージング | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 投資形態による属性区分 | ファミリーファンド | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。 |
| 為替ヘッジによる属性区分 | 為替ヘッジあり (フルヘッジ) | 目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。 |
| 特殊型による属性区分 | ロング・ショート型 | 目論見書または投資信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。 |

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用され、かつ親投資信託はファンド・オブ・ファンズ形式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

上記は、社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額は、2,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色（当ファンドおよびマザーファンドの特色）

a．エマージング諸国の株式等を投資対象とするロングショート戦略により、信託財産の成長を目指します。

ブラックロック・エマージング・ロングショート・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてエマージング諸国の株式および株式関連の派生商品に投資しロングショート（買い建て・売り建て）ポジションを構築する投資信託証券を実質的な主要投資対象とします。

実質的な主要投資対象ファンドは、エマージング諸国の中小型株を含む約2,500の幅広い株式を投資候補銘柄とし、投資にあたってはデリバティブ取引（先物・スワップなど）を活用します。

株式の買い建て（ロング）と売り建て（ショート）を同時に行うロングショート戦略で、市場変動による影響を低減しつつ、安定的な投資収益を獲得することを目指します。

買い建てから売り建てを差し引いたエマージング株式等のネットロングポジションは、実質的な主要投資対象ファンドの純資産総額の20%程度を基本として運用しますが、市場環境等に応じて、その投資配分も大きく変更します。

ネットロングポジションは、実質的な主要投資対象ファンドの純資産総額に対して、概ね0～40%の割合で変更します。

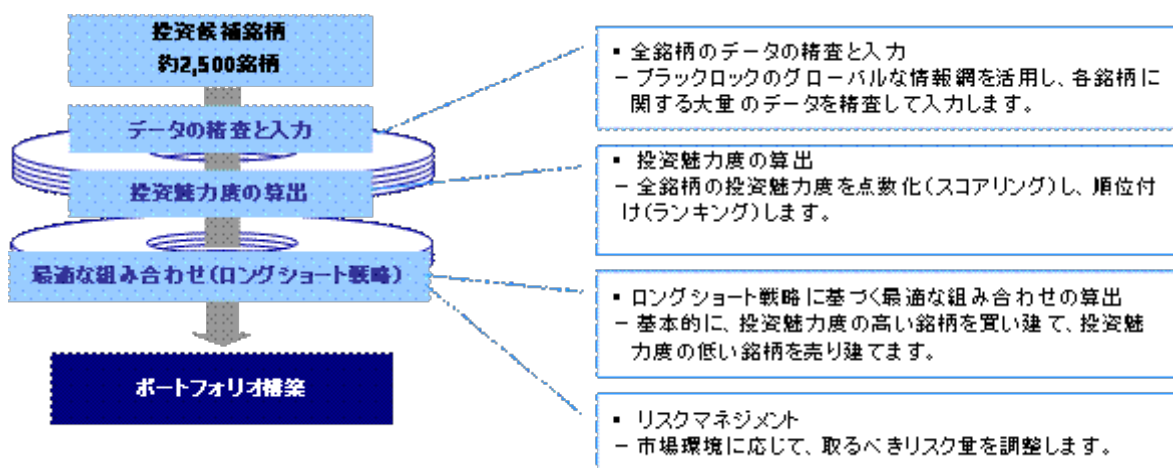
投資対象銘柄の選定、投資比率や売買手法の決定など当ファンドのロングショート戦略は、ブラックロック独自の計量モデルを活用することで運用を行います。

計量モデルとは、市場や株価の動きを計量的な数式で捉えようとするものです。多くのデータを活用し、リターン獲得を図るためのツールです。

<実質的な主要投資対象ファンドの運用プロセス>

独自の計量モデルを活用し、ロングショート戦略によりポートフォリオを構築します。

【イメージ図】



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。実質的な主要投資対象ファンドの運用体制等は、変更となる場合があります。

b. ファンドは、ブラックロック・エマージング・ロングショート・マザーファンドをマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。

ファンドは、マザーファンドを通じて、投資信託証券を実質的な投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。

マザーファンドは「ブラックロック・エマージング・マーケッツ・ロング・ショート・エクイティ・ファンド^{*1}」と「BGF USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド^{*2}」に投資します。

*1 正式名称は、「ブラックロック・エマージング・マーケッツ・ロング・ショート・エクイティ・ファンド・リミテッド(ケイマン籍投資法人) クラスA投資証券」です。

*2 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ(ルクセンブルグ籍証券投資法人) USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスA投資証券」です。

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。通常、ブラックロック・エマージング・マーケッツ・ロング・ショート・エクイティ・ファンドの投資比率を高位に保ちます。

投資対象ファンドは、委託会社の判断により適宜見直しを行うことがあります。



c . 実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

実質的な投資対象ファンド（米ドル建て）への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行い、日本円 - 米ドル間の為替変動リスクの低減を目指します。また、実質的な主要投資対象ファンドにおけるエマージング株式等への投資にあたっては、原則として米ドル - エマージング通貨間の為替ヘッジは行いません。ロングショート戦略の中でエマージング通貨の為替リスクが相殺されますが、ネットロングポジションについては、米ドル - エマージング通貨間の為替リスクが残ります。

d . 原則として、年2回の毎決算時（原則として6月20日および12月20日。休業日の場合は翌営業日）に収益分配方針に基づき、分配を行います。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。運用状況によっては、分配を行わない場合もあります。

(追加的記載事項)

実質的な投資候補銘柄

■ 実質的な主要投資対象ファンドは、エマージング諸国の代表的な株式指数である「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」を構成する21ヵ国・地域の株式等を中心に投資を行います。

※エマージング株式等への投資にあたっては、デリバティブ取引(先物・スワップなど)を活用します。

■ エマージング諸国の大型株に加えて、流動性等を勘案して中小型株にも積極的に投資を行います。投資候補銘柄は2012年6月末時点で約2,500銘柄と幅広い国・地域、セクター(業種)で構成されています。

※上記の投資候補銘柄数は、今後変更になる可能性があります。

主な投資対象国・地域

| | | | | | | | | | | |
|-----------|-------|---|-------|---|--------|---|-------|---|-------|---|
| アジア・オセアニア | 中国 |  | インド |  | インドネシア |  | 韓国 |  | マレーシア |  |
| | フィリピン |  | タイ |  | 台湾 |  | | | | |
| 中南米 | ブラジル |  | コロンビア |  | チリ |  | メキシコ |  | ペルー |  |
| 東欧 | ロシア |  | チェコ |  | トルコ |  | ハンガリー |  | ポーランド |  |
| アフリカ | 南アフリカ |  | エジプト |  | モロッコ |  | | | | |

出所:Bloomberg

※上記は、2012年6月末時点のMSCIエマージング・マーケット・インデックス採用国です。

※上記の投資対象国・地域は、今後変更になる可能性があります。また、上記は主な投資対象国・地域であり、全ての国・地域の株式に投資を行うことを示すものではありません。

規模別エマージング株式の時価総額・銘柄数

| | 時価総額 | 銘柄数 |
|-----|--------------------|--------------------|
| 大型株 | 472.1兆円 (76.8%) | 459銘柄 (17.4%) |
| 中型株 | 71.4兆円 (11.6%) | 360銘柄 (13.7%) |
| 小型株 | 71.5兆円 (11.6%) | 1,817銘柄 (68.9%) |
| 合計 | 615.0兆円 (100%) | 2,636銘柄 (100%) |

出所:Bloomberg(2012年6月末時点)

※大型株はMSCIエマージング・マーケット・ラージキャップ・インデックス、中型株はMSCIエマージング・マーケット・ミッドキャップ・インデックス、小型株はMSCIエマージング・マーケット・スモールキャップ・インデックスを使用しています。

※カッコ内の数値は、合計値に対する構成割合を示しています。

※円換算に際しては、2012年6月末時点の三菱東京UFJ銀行公示仲値(日本円と米ドルの為替レート)を適用しています。

エマージング株式の特徴

■ エマージング株式の中でも、中小型株の価格変動性は大型株と比べて大きいものの、その期待収益の高さから投資対象として注目されはじめています。

■ エマージング株式は先進国株式と比較して、政治・経済事情、通貨・資本規制等の影響により、価格変動性が大きくなる傾向があるため、市場変動による影響を考慮した投資手法が有効であると考えます。

規模別エマージング株式と先進国株式の株価の推移



出所:Bloomberg(期間:2001年12月から2012年6月、月次)

※左記は2001年12月末を100として指数化しています。

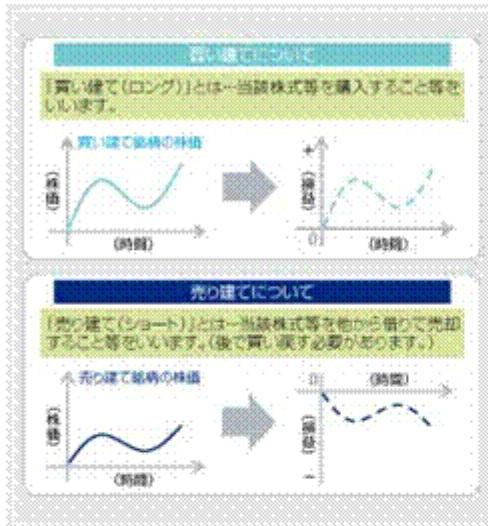
※左記はいずれも米ドル建てです。

※エマージング大型株はMSCIエマージング・マーケット・ラージキャップ・インデックス、エマージング中型株はMSCIエマージング・マーケット・ミッドキャップ・インデックス、エマージング小型株はMSCIエマージング・マーケット・スモールキャップ・インデックス、先進国株式はMSCIワールド・インデックスを使用しています。

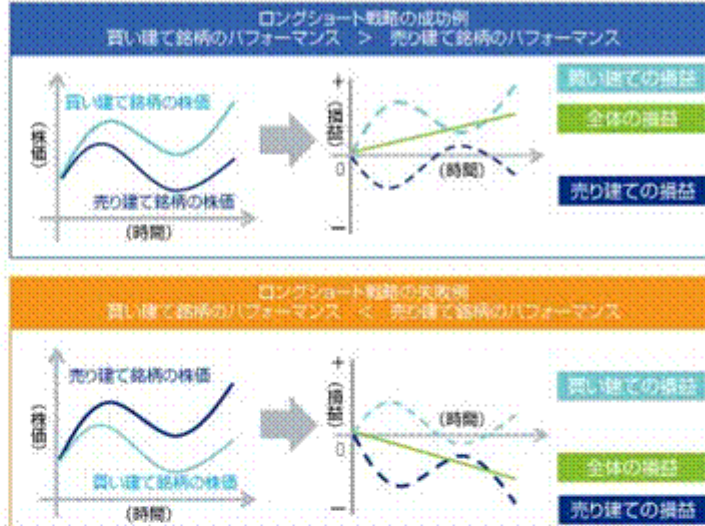
ロングショート戦略とは

■ ロングショート戦略とは、相対的に投資魅力度の高い資産を買い建て（ロング）、相対的に投資魅力度が低い資産を売り建て（ショート）する投資手法をいいます。「買い建て」銘柄の方が「売り建て」銘柄よりも良いパフォーマンスの場合に、ロングショート戦略全体としての損益はプラスになります（逆の場合には、損益はマイナスになります）。

「買い建て」と「売り建て」について（イメージ図）



ロングショート戦略による収益（イメージ図）



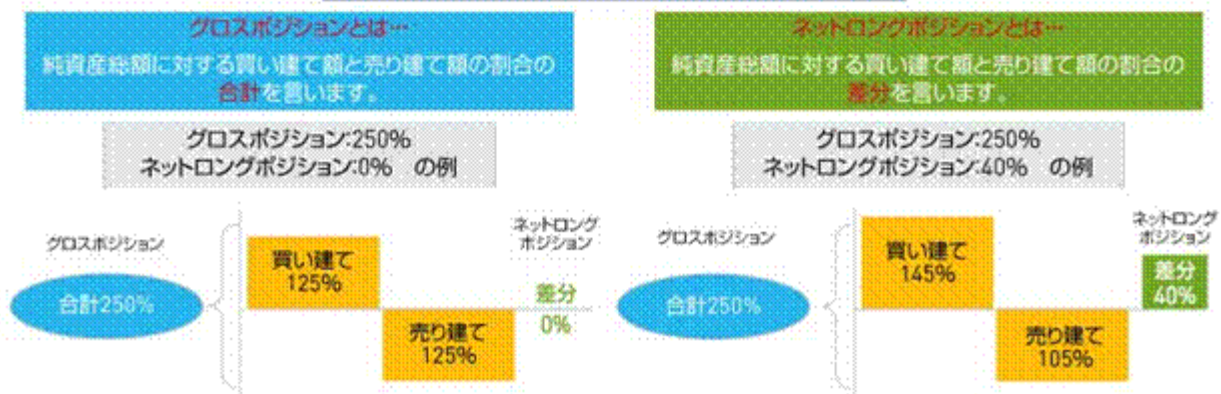
※実質的な主要投資対象ファンダにおける買い建てと売り建てに際しては、デリバティブ取引を活用します。

※上記のイメージ図は、ロングショート戦略をご理解頂くことを目的に作成したものであり、当ファンドの運用成果等を保証するものではありません。

ロングショート戦略（ポジション）

- エマージング株式等の買い建て額から売り建て額を差し引いたネットロングポジションは、実質的な主要投資対象ファンドの純資産総額の20%程度を基本として運用しますが、市場環境に応じて0%から40%の間で投資配分を変更させることがあります。
- エマージング株式等への投資に際して、実質的な主要投資対象ファンドは、買い建て額と売り建て額のそれぞれにおいて純資産総額を上回る投資（レバレッジ）を行うことがあります。グロスポジションは、実質的な主要投資対象ファンドの純資産総額の250%を上限としています。

グロスポジションとネットロングポジション（イメージ図）



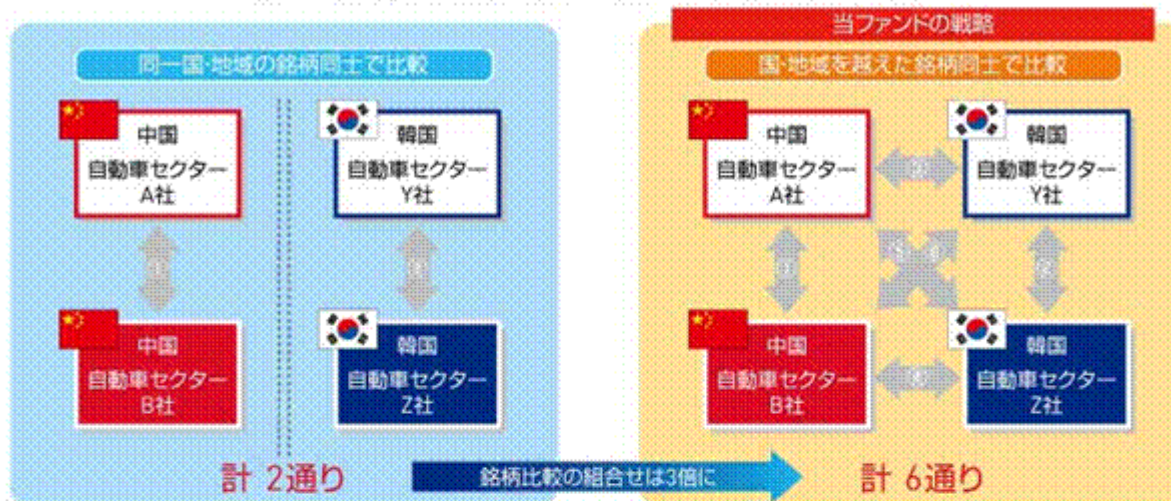
※上記のイメージ図は、実質的な主要投資対象ファンドにおけるグロスポジションおよびネットロングポジションをご理解頂くことを目的に作成したものであり、当ファンドの運用成果等を保証するものではありません。

ロングショート戦略(国・地域別)

- 幅広い投資機会を追求するため、国・地域を越えて数多くの組合せで投資魅力度を比較します。
- 投資魅力度判断によるロングショート戦略の精上げによって収益獲得を狙っているため、個別の国・地域および業種に過度な偏りが生じないようポートフォリオを構築します。

国・地域を越えたロングショート戦略のメリット(イメージ図)

例 -中国・韓国の自動車セクター各2銘柄を投資対象とする場合-



※上記のイメージ図は、実質的な主要投資対象ファンドのロングショート戦略をご理解頂くことを目的に作成したものであり、当ファンドの運用成果等を保証するものではありません。

実質的な主要投資対象ファンドの概要

| | |
|-------------|--|
| ファンド名 | ブラックロック・エマージング・マーケット・ロングショート・エクイティ・ファンド |
| 形態 | ケイマン籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(米ドル建て) |
| 投資目的および投資態度 | 主として新興国の株式に投資し、ロングショート(買い建ておよび売り建て)ポジションを構築し、長期的にトータルリターンを最大化することを目指します。投資収益の源泉として、純資産の40%程度を上限として新興国株式市場全体の値動きを一部利用します。買い建ておよび売り建ての想定元本の合計(グロス・ポジション)は、純資産総額の250%を上限とします。 |
| 設定日 | 2011年10月31日 |
| 投資顧問会社 | ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。 |

ブラックロックについて

- ブラックロック・グループは、運用資産残高約3.56兆ドル*(約284兆円)を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。
- 当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスクマネジメント、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。
- 実質的な主要投資対象ファンドの運用チームは、サンフランシスコを本拠に、グローバルで100名超*の人員により構成されています。

*2012年6月末現在(円換算レートはWMOイター 1ドル=79.79円を使用)。

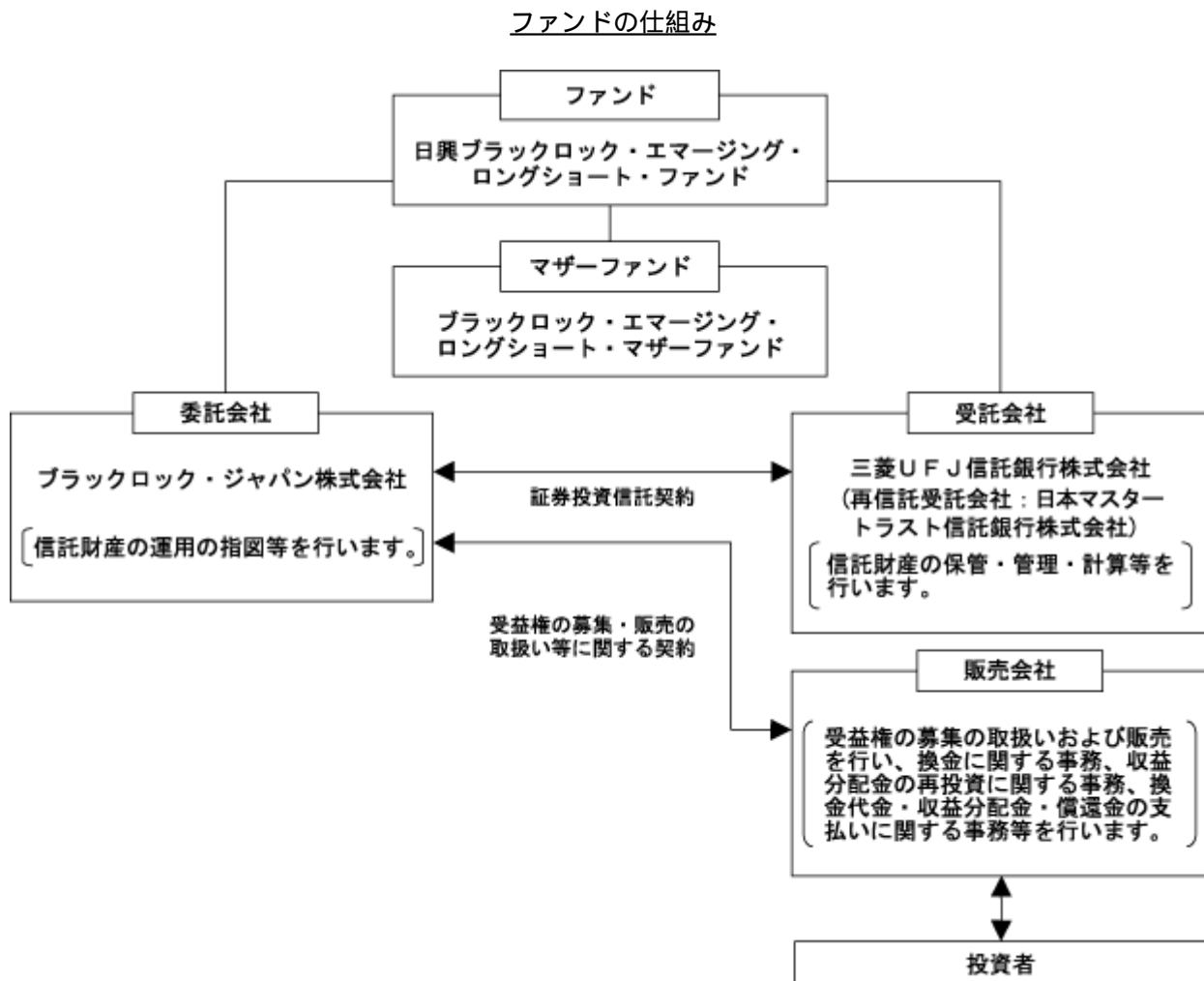
※MSCIワールド・インデックス、MSCIエマージング・マーケット・インデックスおよびそのサブインデックスは、MSCI Inc.が開発、計算した株式指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

(2) 【ファンドの沿革】

平成23年10月28日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



< 契約等の概要 >

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

< 委託会社の概況 >

平成24年6月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a . 資本金 2,435百万円

b . 沿革

| | |
|----------|--|
| 1985年1月 | メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1988年3月 | パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1999年4月 | 野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得 |
| 2006年10月 | メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号: 「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |
| 2009年12月 | パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号: 「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |

c . 大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有 株式数 | 所有比率 |
|-------------------------------|-------------------|-----------|------|
| ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 | 10,158株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドの投資態度

- a．ブラックロック・エマージング・ロングショート・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式および株式関連の派生商品に投資し、ロングショート（売建および買建）ポジションを構築することにより長期的に安定的な投資収益を追求する投資信託証券に投資を行います（投資収益の源泉として、純資産の40％程度を上限として新興国株式市場全体の値動きを一部利用します。）。マザーファンドにおいては副次的な投資対象として、短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行います。マザーファンドにおいて投資対象とする投資信託証券は、ブラックロック・グループの運用会社が運用するものとし、
- b．実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- c．資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

マザーファンドの投資態度

- a．主として新興国の株式および株式関連の派生商品に投資し、ロングショート（売建および買建）ポジションを構築することにより長期的に安定的な投資収益を追求する投資信託証券に投資を行います（投資収益の源泉として、純資産の40％程度を上限として新興国株式市場全体の値動きを一部利用します。）。副次的な投資対象として、短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行います。投資対象とする投資信託証券は、別に定めるブラックロック・グループの運用会社が運用するものとし、
- b．各投資信託証券への投資割合は、原則として市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。通常、新興国の株式および株式関連の派生商品に投資し、ロングショート（売建および買建）ポジションを構築することにより長期的に安定的な投資収益を追求する投資信託証券への投資割合を高位に保ちます。
- c．別に定める投資信託証券は、委託会社の判断により、変更することがあります。
- d．外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- e．資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- f．投資対象ファンドの選定にあたっては、上記の投資方針の他、マザーファンドの運営上の効率性等を勘案します。

(2)【投資対象】

当ファンドの投資対象

a．投資対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- (a) 有価証券
- (b) 金銭債権
- (c) 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限ります。)

b．投資対象とする有価証券(約款第16条第1項)

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・エマージング・ロングショート・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (a) 国債証券
- (b) 地方債証券
- (c) 特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。)
- (d) 短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に関する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条の2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。)
- (e) コマーシャル・ペーパー
- (f) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (g) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、(a)から(c)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。

c．投資対象とする金融商品(約款第16条第2項)

このファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用を指図することができます。

- (a) 預金

- (b) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形

マザーファンドの投資対象

a. 投資対象とする資産の種類(約款第12条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- (a) 有価証券
- (b) 金銭債権
- (c) 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限ります。)

b. 投資対象とする有価証券(約款第13条第1項)

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (a) 国債証券
- (b) 地方債証券
- (c) 特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。)
- (d) 短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に関する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条の2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。)
- (e) コマーシャル・ペーパー
- (f) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (g) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、(a)から(c)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

c . 投資対象とする金融商品(約款第13条第2項)

このファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形

マザーファンドの投資対象ファンドの概要

(a) ブラックロック・エマージング・マーケッツ・ロング・ショート・エクイティ・ファンド

| | |
|-------------|--|
| 形態 | ケイマン籍（オープン・エンド型）会社型外国投資証券（米ドル建て） |
| 投資目的および投資態度 | 主として新興国の株式に投資し、ロング・ショート（買い建ておよび売り建て）ポジションを構築し、長期的にトータル・リターンを最大化することを目指します。投資収益の源泉として、純資産の40%程度を上限として新興国株式市場全体の値動きを一部利用します。買い建ておよび売り建ての想定元本の合計（グロス・ポジション）は、純資産総額の250%を上限とします。 |
| 設定日 | 2011年10月31日 |
| 存続期間 | 無期限 |
| 主な投資対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・主として新興国の株式および関連するデリバティブ取引に投資します。投資対象は、新興国の企業もしくは経済的に新興国と関連した企業の発行するものとします。 ・投資対象となる有価証券等は米ドル建てまたは米ドル以外の通貨建てとします（米ドルへの為替ヘッジは原則として行いません）。 ・新興国の株式および株式関連の金融商品について、買建および売建の両方を行います。 ・買建および売建のポジションについては、主にスワップ取引を含むデリバティブ取引を活用して行います。 ・純資産総額の20%を上限として新興国以外の株式等（短期金融商品も含む）にも投資することがあります。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・買建と売建の想定元本の合計（グロス・ポジション）は、純資産総額の250%を上限とします。 ・一発行会社の発行する株式について、発行済株数の50%を越えて当該発行会社に投資しないこととします。 ・資金の借入れについては、純資産総額の10%以内とします。 ・現物株式による売建については、純資産総額の範囲とします。 |
| 投資顧問報酬 | 年1.00% |
| その他費用 | 管理業務会社、保管会社および名義書換事務代行会社への報酬等および事務諸費に要する費用についてはファンドから差し引かれます。 |
| 決算日 | 年1回（原則として12月末日）に決算を行います。 |
| 収益分配方針 | 年2回（5月末日および11月末日、営業日でない場合は翌営業日）に収益分配を行います。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 投資顧問会社 | ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。 |
| 保管会社 | ステート・ストリート・バンク&トラスト・カンパニー |

(b) B G F U Sダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

| | |
|-------------|---|
| 形態 | ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(米ドル建て) |
| 投資目的および投資態度 | 純資産総額の80%以上を投資適格債に投資し、トータル・リターンを最大化することを目指します。純資産総額の70%以上をデュレーションが5年未満の米ドル建て投資適格債に投資し、ファンドの平均デュレーションは3年以下を原則とします。通貨エクスポージャーについては柔軟に運用します。 |
| 設定日 | 2002年10月31日 |
| 存続期間 | 無期限 |
| 主な投資対象 | 主として米ドル建ての投資適格債を主要投資対象とします。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・ 純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40%を超えないものとします。 |
| 管理報酬 | 投資運用会社と委託会社間の契約により、免除されます。(注) |
| その他費用 | 保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。 |
| 決算日 | 年1回(原則として8月末日)に決算を行います。 |
| 収益分配方針 | 原則として、分配を行いません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 管理会社 | ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー |
| 投資顧問会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク |
| 保管会社 | ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッド |

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

(3) 【運用体制】

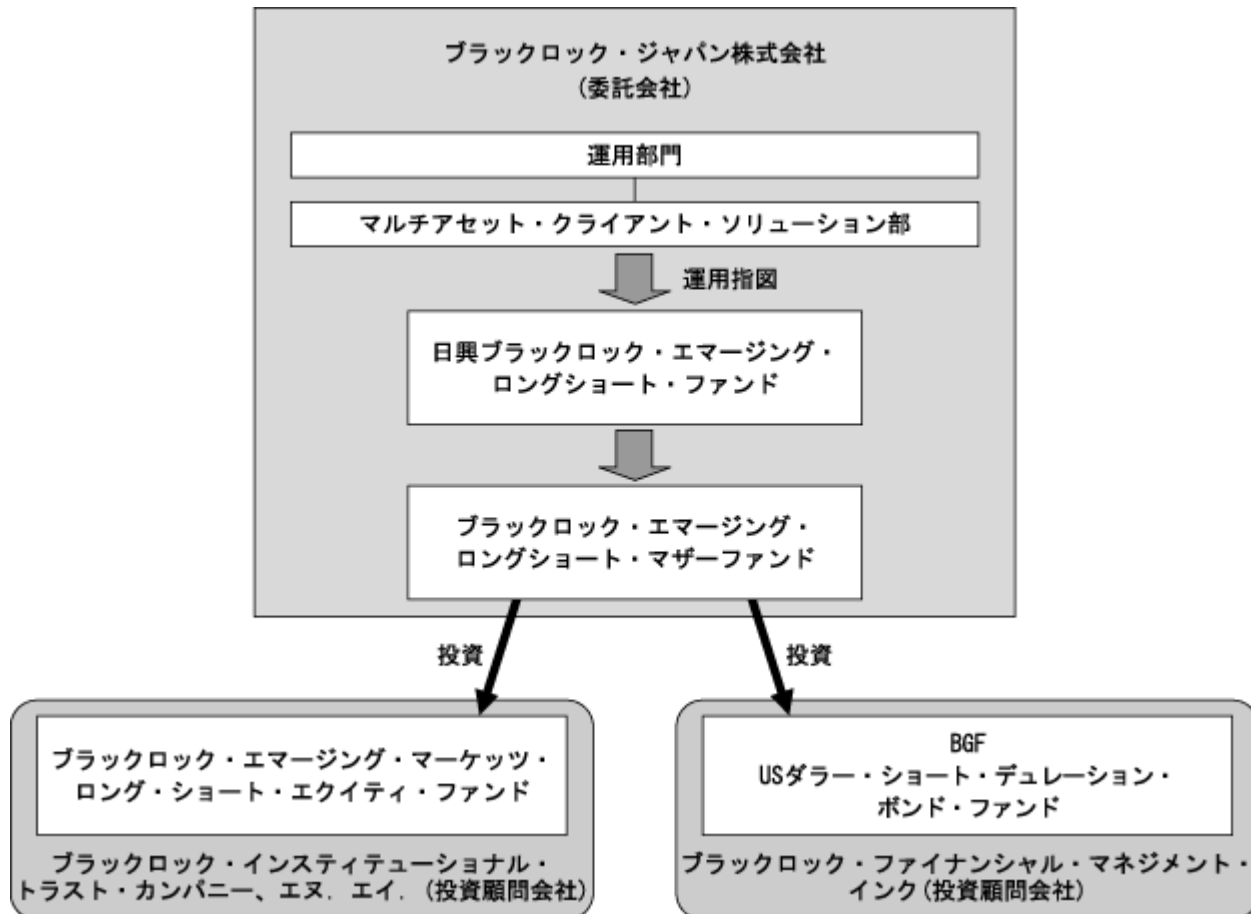
ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし、関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

当ファンドの運用は、マルチアセット・クライアント・ソリューション部（当ファンド担当：3名程度）が担当いたします。

運用体制図



運用体制等は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約3.56兆ドル^{*}(約284兆円)を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2012年6月末現在、(円換算レートは1ドル=79.79円を使用)

(4)【分配方針】

収益分配方針

年2回の毎決算時(原則として6月20日および12月20日、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額については保証するものではありません。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税相当額」といいます。))を含みます。以下同じ。)、信託報酬(消費税等相当額を含みます。以下同じ。)を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加算した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

収益分配金の支払い

a. 支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として5営業日以内)に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 時効

投資者が、a.(a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

当ファンドの約款で定める投資制限

a. 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。

(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

b. 投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

c. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

d. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第19条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e. 公社債の借入れ(約款第20条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

f．外国為替予約の指図および範囲(約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

g．資金の借入れ(約款第27条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

マザーファンドの約款で定める投資制限

- a．投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
(運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限)

- b．投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限)
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- c．外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限)
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- d．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第16条)
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- e．公社債の借入れ(約款第17条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとしします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- f．外国為替予約の指図および範囲(約款第18条)
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様には帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a．ロングショート戦略によるリスク

当ファンドの実質的な投資対象ファンドは、計量モデルを活用したロングショート戦略による運用を行うことで投資収益を追求しますが、当戦略がその目的を達成できる保証はありません。ロング（買い建て）した銘柄の価格が下落した場合、もしくはショート（売り建て）した銘柄の価格が上昇した場合は損失が発生し、それに伴い当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。またロングとショートの双方で損失した場合は、通常想定される以上に当ファンドの運用成果に影響を被る可能性があります。

b．エマージング（新興）諸国の株式の価格変動のリスク

当ファンドの実質的な投資対象ファンドは、エマージング（新興）市場の発行体が発行する株式および株式関連の派生商品に投資を行います。したがって、エマージング（新興）諸国の経済・市場動向または投資対象企業の経営・財務状況に応じて、株式あるいは株式関連の派生商品の価格等が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

（カントリー・リスク）

エマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その株式市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

（中小型株式投資のリスク）

当ファンドの実質的な投資対象ファンドは、株式市場平均に比べ時価総額の小さな企業の株式および株式関連商品にも投資を行います。これらの企業への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは、比較的小規模の企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

c．デリバティブ取引のリスク

当ファンドの実質的な投資対象ファンドは、株式関連の派生商品（先物・スワップなど）に投資を行います。先物・スワップなどのデリバティブ取引は、現物資産への投資に代わって投資目的を効率的に達成するために用いられ、あるいは価格変動による影響を回避するために用いられますが、その目的が達成される保証はなく、損失が発生する可能性があります。デリバティブ取引はコストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

（レバレッジ・リスク）

デリバティブ取引では、一般的に比較的小額の証拠金・担保金等を取引相手に差入れることで、より大きな金額の取引を行います。当ファンドの実質的な投資対象ファンドでは、ファンドの純資産規模を上回る金額のデリバティブ取引を行います。その結果として、いわゆる「てこ（レバレッジ）の原理」により市場価格の変動が増幅され、大きな影響を被る可能性があります。

（デリバティブ取引の取引先に関するリスク）

デリバティブ取引の相手方が倒産等の事態に陥った場合は、取引契約が不履行となり、取引の清算の遅延等により、大きい損失を被る可能性があります。このような事態が生じた場合には当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d．為替変動リスク

当ファンドは、円ベースでの収益の確保を目指し、原則として為替ヘッジを行います。投資対象資産および投資対象資産から生じる収益の全てを完全にヘッジすることはできません。また、ヘッジ対象通貨と円との金利差相当分のヘッジ・コストがかかります。

なお、当ファンドの実質的な投資対象ファンドは米ドル建てですが、新興国ロングショート戦略については現地通貨建てで投資を行う場合があります。その場合原則として為替ヘッジを行いません。したがって、米ドルに対する現地通貨の為替レートの変動が、間接的に当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e．債券投資のリスク

当ファンドの実質的な投資対象ファンドは、債券へも投資を行います。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ファンド運営上のリスク

a．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

b．ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

その他、デリバティブ取引のリスク管理として、実質的な投資対象ファンドの投資顧問会社ではリスク管理部門内に取引先リスクの管理専任部署を設置、取引先の承認、財務状況のモニタリング、並びに取引先毎の取引額のモニタリングを行っています。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下、「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額の4.20%（税抜4.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

ファンドの実質的な信託報酬（a + b）は、信託財産の純資産総額に対して年2.4994%（税抜2.428%）程度となります。

a．ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.4994%（税抜1.428%）の率を乗じて得た金額とし、委託会社、販売会社、受託会社の間での配分は次の通りとします。

| | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 合計 |
|----------------|---------------------|---------------------|------------------------|------------------------|
| 信託財産の純資産総額に対して | 年0.63% (税抜0.60%) | 年0.84% (税抜0.80%) | 年0.0294% (税抜0.028%) | 年1.4994% (税抜1.428%) |

b. マザーファンドが投資対象とする投資対象ファンドの運用管理費用

| 投資対象ファンドの名称 | 運用管理費用 |
|--|---|
| ブラックロック・エマージング・マーケット・ロング・ショート・エクイティ・ファンド | 投資対象ファンドの純資産総額に対して年1.00% (投資対象ファンドから支払われます。) |
| BGF USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド | 委託会社の信託報酬から支払われます。 |

信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁します。

下記の諸費用(以下「諸費用」といいます)は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
6. 公告に係る費用
7. 他の信託との併合および信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.105%(税抜0.10%)を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

外貨建資産の保管等に要する費用は、信託財産中より支弁します。

投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途投資対象ファンドから支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含む。)である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料は含まれません。)が当該投資者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。)

換金時および償還時の課税について

- a. 個人の投資者の場合
換金時および償還時の差益(譲渡益)が課税対象となります。
- b. 法人の投資者の場合
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個人、法人の課税の取扱いについて

a . 個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

[平成24年12月31日までの間]

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（10%（所得税7%および地方税3%））のいずれかを選択することができます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10.147%（所得税7.147%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（10.147%（所得税7.147%および地方税3%））のいずれかを選択することができます。

[平成26年1月1日以降]

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

[平成24年12月31日までの間]

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10.147%（所得税7.147%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

[平成26年1月1日以降]

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

b. 法人の投資者に対する課税

[平成24年12月31日までの間]

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

[平成26年1月1日以降]

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

「日興ブラックロック・エマージング・ロングショート・ファンド」

(1)【投資状況】(平成24年7月末現在)

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 10,599,187,025 | 100.19 |
| 内 日本 | 10,599,187,025 | 100.19 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 20,040,350 | 0.19 |
| 純資産総額 | 10,579,146,675 | 100.00 |

(注) 地域は発行通貨の国で区分しております。

マザーファンド

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 投資証券 | 10,282,818,106 | 97.02 |
| 内 アメリカ | 10,282,818,106 | 97.02 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 316,104,409 | 2.98 |
| 純資産総額 | 10,598,922,515 | 100.00 |

(注1) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

(2) 【投資資産】（平成24年7月末現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 種類 | 数量(口) | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|----|--------------------------------|------|-----------|---------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|
| 1 | ブラックロック・エマージング・ロングショート・マザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 9,676,088,210 | 1.0472 | 10,133,381,237 | 1.0954 | 10,599,187,025 | 100.19 |

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.19 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

ブラックロック・エマージング・ロングショート・マザーファンド(平成24年7月末現在)

投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 種類 | 投資口数 | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|----|--|------|------|------------|---------|---------------|---------|----------------|---------|
| 1 | ブラックロック・エマージング・マーケット・ロング・ショート・エクイティ・ファンド・リミテッドクラスA投資証券 | アメリカ | 投資証券 | 11,823,433 | 821.23 | 9,709,847,511 | 860.93 | 10,179,174,702 | 96.04 |
| 2 | BGF USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンドクラスA投資証券 | アメリカ | 投資証券 | 107,619 | 956.80 | 102,970,397 | 963.05 | 103,643,404 | 0.98 |

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 簿価単価及び評価単価は投資証券の1口当たりの価額です。

(注3) 地域は発行通貨の国で区分しております。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 投資証券 | 97.02 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年7月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額(円) | | 1口当たりの純資産額(円) | |
|------------------|----------------|----------------|---------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1期(平成23年12月20日) | 17,981,646,569 | (同左) | 0.9992 | (同左) |
| 第2期(平成24年6月20日) | 11,927,906,972 | 12,162,720,507 | 1.0159 | 1.0359 |
| 平成23年10月末現在 | 4,139,422,161 | | 1.0000 | |
| 11月末現在 | 15,464,763,613 | | 0.9993 | |
| 12月末現在 | 18,465,278,494 | | 1.0035 | |
| 平成24年1月末現在 | 19,836,968,959 | | 1.0229 | |
| 2月末現在 | 20,429,417,990 | | 1.0254 | |
| 3月末現在 | 20,004,186,913 | | 1.0415 | |
| 4月末現在 | 14,548,589,690 | | 1.0532 | |
| 5月末現在 | 12,736,990,683 | | 1.0437 | |
| 6月末現在 | 12,196,402,642 | | 1.0301 | |
| 7月末現在 | 10,579,146,675 | | 1.0619 | |

【分配の推移】

| | 1口当たりの分配金(円) |
|-----|--------------|
| 第1期 | |
| 第2期 | 0.0200 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|-----|--------|
| 第1期 | 0.1 |
| 第2期 | 3.7 |

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

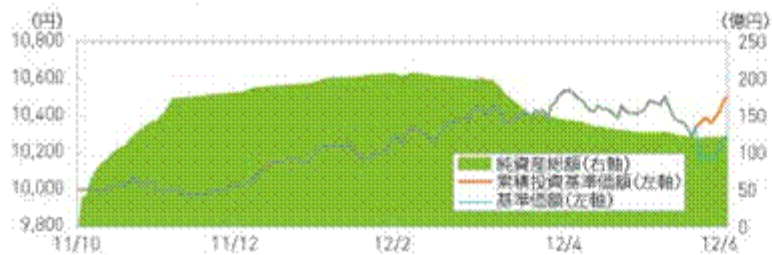
(4)【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) | 発行済数量(口) |
|-----|----------------|----------------|----------------|
| 第1期 | 18,056,364,358 | 59,553,391 | 17,996,810,967 |
| 第2期 | 4,894,318,576 | 11,150,452,791 | 11,740,676,752 |

(参考情報)

運用実績（2012年6月29日現在）

基準価額・純資産の推移



※ 累積投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

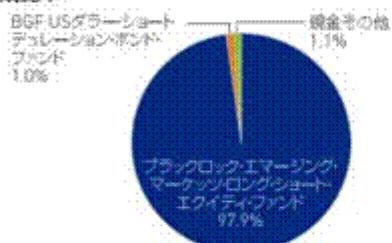
| 設定来累計 | | 200円 |
|-------|----------|------|
| 第1期 | 2011年12月 | 0円 |
| 第2期 | 2012年6月 | 200円 |

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

※ ポジション数、ポジション構成比率、業種別グロスポジション上位10、国別・地域別グロスポジション上位10は、当ファンドの実質的な主要投資対象である「ブラックロック・エマージング・マーケット・ロング・ショート・エクイティ・ファンド」の運用状況です。

資産構成比率



※ 比率は対純資産額、マザーファンドベース。
四捨五入の発端で合計が100%にならない場合があります。

ポジション数*

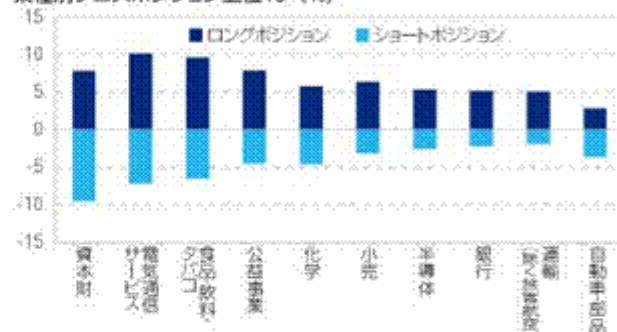
| | |
|-----------|-----|
| ロングポジション | 275 |
| ショートポジション | 244 |
| 合計 | 519 |

ポジション構成比率*

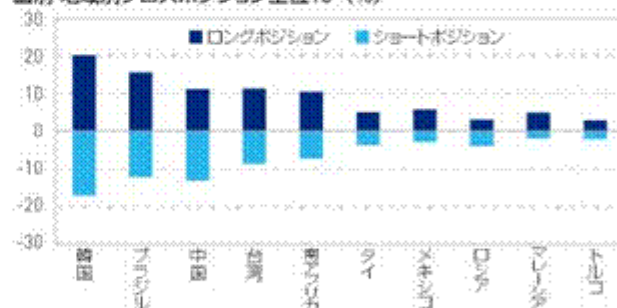
| | |
|-----------|--------|
| グロスポジション | 178.1% |
| ロングポジション | 101.8% |
| ショートポジション | -76.3% |
| ネットポジション | 25.5% |

※ 実質的な主要投資対象ファンドの運用状況です。
比率は実質的な主要投資対象ファンドの純資産額に対する割合です。
※ 保有会社データおよびブラックロック社が発見した計量をドルベースで算出しています。

業種別グロスポジション上位10*(%)



国別・地域別グロスポジション上位10*(%)



年間収益率の推移

※ 2011年は設定日(10月28日)から年末までの収益率を表示しています。
※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。
※ 当ファンドにはベンチマークはありません。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。

「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。

取扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社までお問い合わせください。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(4) 購入不可日

ニューヨーク市の銀行の休業日およびその他マザーファンドの主要投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入単位は、各販売会社により異なりますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

また、購入価額には、購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

a . 購入受付日の翌営業日の基準価額の4.20% (税抜4.00%) を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

b . 「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

(8) 購入代金のお支払い

ファンドの受益権の投資者は、購入の販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を申込することができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、午後3時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

(2) 換金単位

換金単位は各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金不可日

ニューヨーク市の銀行の休業日およびその他マザーファンドの主要投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても換金の申込は受けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して9営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の申込の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「日興エマロン」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価するものとします。

(参考)マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

投資信託証券：金融商品取引所(海外取引所を含む)に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場(海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場)で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格(原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格)で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、平成23年10月28日から平成33年10月27日までとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が投資者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎年6月21日から12月20日まで、および12月21日から翌年の6月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成23年10月28日から平成23年12月20日までとします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は換金により、受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. a. および b. の場合において、委託会社は、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. c. の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. c. の書面決議は議決権を行使することができる投資者の半数以上であって、当該投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. c. ~ e. までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。

- h . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
- i . h . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更b . 」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

信託約款の変更

- a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b . 委託会社は、a . の事項(a . の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c . b . の書面決議において、投資者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下c . において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . b . の書面決議は議決権を行使することができる投資者の半数以上であって、当該投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。

f . b . ~ e . までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g . a . ~ f . までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

h . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a . ~ f . の規定にしたがいます。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けいたします。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.blackrock.co.jp>

但し、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

< 一般コース >

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として 5 営業日以内)に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。

投資者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

< 累積投資コース >

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して 5 営業日以内)に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から 10 年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとしてします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として9営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該換金または重大な約款の変更等に反対した投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成23年12月21日から平成24年6月20日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ブラックロック・エマージング・ロングショート・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1【財務諸表】

日興ブラックロック・エマージング・ロングショート・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第1期 (平成23年12月20日現在) | 第2期 (平成24年6月20日現在) |
|-----------------|------------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 18,011,884,628 | 12,295,421,224 |
| 未収入金 | 33,134,798 | 225,507,427 |
| 流動資産合計 | 18,045,019,426 | 12,520,928,651 |
| 資産合計 | 18,045,019,426 | 12,520,928,651 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | - | 234,813,535 |
| 未払解約金 | 33,134,798 | 225,507,427 |
| 未払受託者報酬 | 554,088 | 2,557,524 |
| 未払委託者報酬 | 27,705,056 | 127,878,574 |
| その他未払費用 | 1,978,915 | 2,264,619 |
| 流動負債合計 | 63,372,857 | 593,021,679 |
| 負債合計 | 63,372,857 | 593,021,679 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 17,996,810,967 | 11,740,676,752 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 15,164,398 | 187,230,220 |
| （分配準備積立金） | - | 102,272,112 |
| 元本等合計 | 17,981,646,569 | 11,927,906,972 |
| 純資産合計 | 17,981,646,569 | 11,927,906,972 |
| 負債純資産合計 | 18,045,019,426 | 12,520,928,651 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第1期 (自平成23年10月28日 至平成23年12月20日) | 第2期 (自平成23年12月21日 至平成24年6月20日) |
|---|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 1,107,634 | 884,662,648 |
| 営業収益合計 | 1,107,634 | 884,662,648 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 554,088 | 2,557,524 |
| 委託者報酬 | 27,705,056 | 127,878,574 |
| その他費用 | 1,978,915 | 2,264,619 |
| 営業費用合計 | 30,238,059 | 132,700,717 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 29,130,425 | 751,961,931 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 29,130,425 | 751,961,931 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 29,130,425 | 751,961,931 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 114,818 | 400,468,681 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | - | 15,164,398 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 13,900,806 | 124,187,363 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 13,900,806 | 124,187,363 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 49,597 | 38,472,460 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 49,597 | 38,472,460 |
| 分配金 | - | 234,813,535 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 15,164,398 | 187,230,220 |

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第1期 (平成23年12月20日現在) | 第2期 (平成24年6月20日現在) |
|-----------------------------------|------------------------|-----------------------|
| 1 当該計算期間の末日における受益権総数 | 17,996,810,967口 | 11,740,676,752口 |
| 2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 | 元本の欠損 15,164,398円 | - |
| 3 1口当たり純資産額 | 0.9992円 | 1.0159円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第1期 (自平成23年10月28日 至平成23年12月20日) | 第2期 (自平成23年12月21日 至平成24年6月20日) |
|----------|--|--|
| 分配金の計算過程 | <p>第1期計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(49,978円)、分配準備積立金(0円)により、分配対象収益は49,978円となり、当期は分配ができませんでした。なお留保金につきましては、引き続き元本部分と同一の運用をしていきます。</p> | <p>第2期計算期末における、費用控除後の配当等収益(449,702円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(336,635,945円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(84,887,499円)、収益調整金(その他収益調整金)(70,609円)、分配準備積立金(0円)により、分配対象収益は422,043,755円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、234,813,535円(1万口当たり200円)を分配に充てる事と決定いたしました。</p> |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「ロングショ - ト戦略によるリスク」、「エマ - ジング(新興)諸国の株式の価格変動のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」、「為替変動リスク」、「債券投資のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

| 第 1 期 (平成23年12月20日現在) | 第 2 期 (平成24年 6 月20日現在) |
|--|--|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p> |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

| 項目 | 第 1 期 (平成23年12月20日現在) | 第 2 期 (平成24年 6 月20日現在) |
|-----------|--------------------------|---------------------------|
| 期首元本額 | 4,139,552,588円 | 17,996,810,967円 |
| 期中追加設定元本額 | 13,916,811,770円 | 4,894,318,576円 |
| 期中一部解約元本額 | 59,553,391円 | 11,150,452,791円 |

2 有価証券関係

第1期(平成23年12月20日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
|-----------|--------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 1,147,220 |
| 合計 | 1,147,220 |

第2期(平成24年6月20日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
|-----------|--------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 437,579,855 |
| 合計 | 437,579,855 |

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------------|--------------------------------|----------------|----------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ブラックロック・エマージング・ロングショート・マザーファンド | 11,752,457,680 | 12,295,421,224 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | 11,752,457,680 | 12,295,421,224 | |
| 合計 | | 11,752,457,680 | 12,295,421,224 | |

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック・エマージング・ロングショート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成24年6月20日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ブラックロック・エマージング・ロングショート・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

| 項目 | (平成24年6月20日現在) |
|-------------|----------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 601,068,715 |
| 投資証券 | 11,844,780,732 |
| 派生商品評価勘定 | 76,679,136 |
| その他未収収益 | 181,942 |
| 流動資産合計 | 12,522,710,525 |
| 資産合計 | 12,522,710,525 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 1,283,467 |
| 未払解約金 | 225,507,427 |
| 流動負債合計 | 226,790,894 |
| 負債合計 | 226,790,894 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 11,752,457,680 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 543,461,951 |
| 元本等合計 | 12,295,919,631 |
| 純資産合計 | 12,295,919,631 |
| 負債純資産合計 | 12,522,710,525 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (平成24年6月20日現在) |
|------------------|-----------------|
| 1 当該計算日における受益権総数 | 11,752,457,680口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 1.0462円 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「ロングショ - ト戦略によるリスク」、「エマ - ジング(新興)諸国の株式の価格変動のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」、「為替変動リスク」、「債券投資のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に併い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(平成24年6月20日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権はすべて1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

| (平成24年 6月20日現在) | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 同計算期間の期首元本額 | 17,986,703,244円 |
| 同計算期間中の追加設定元本額 | 4,870,068,270円 |
| 同計算期間中の一部解約元本額 | 11,104,313,834円 |
| 同計算期間末日の元本額 | 11,752,457,680円 |
| 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。 | |
| 日興ブラックロック・エマージング・ロングショート・ファンド | 11,752,457,680円 |
| 合計 | 11,752,457,680円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| (平成24年 6月20日現在) | |
|-----------------|--------------------------|
| 種類 | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
| 投資証券 | 519,318,882 |
| 合計 | 519,318,882 |

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

| 区分 | 種類 | (平成24年6月20日現在) | | | |
|-----------|------------------------|----------------|--------------|----------------|------------|
| | | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | | うち1年超 (円) | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 アメリカドル | 11,875,998,816 | - | 11,799,319,680 | 76,679,136 |
| 合計 | | 11,875,998,816 | - | 11,799,319,680 | 76,679,136 |

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---------|----------|--|----------------|-------------------------------------|----|
| 投資証券 | アメリカドル | ブラックロック・エマージング・マーケット・ロング・ショート・エクイティ・ファンド・リミテッド クラスA 投資証券 | 14,131,504.593 | 148,460,782.550 | |
| | | BGF USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスA 投資証券 | 123,457.380 | 1,511,118.330 | |
| | アメリカドル小計 | | 14,254,961.973 | 149,971,900.880 (11,844,780,732) | |
| 投資証券 合計 | | | 14,254,961.973 | 11,844,780,732 (11,844,780,732) | |
| 合計 | | | | 11,844,780,732 (11,844,780,732) | |

(注1) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入投資証券時価比率 | 合計金額に対する比率 |
|--------|----------|------------|------------|
| アメリカドル | 投資証券 2銘柄 | 100.0% | 100.0% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

[次へ](#)

（参考情報）

同ファンドは、「ブラックロック・エマージング・マーケット・ロング・ショート・エクイティ・ファンド・リミテッド クラスA投資証券」及び「ブラックロック・グローバル・ファンズ USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスA投資証券」（以下、両者を併せて「同ファンド」という。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券は、すべて同ファンドの投資証券であります。同ファンドの状況は以下のとおりであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外です。

同ファンドの状況

- (1) 「ブラックロック・エマージング・マーケット・ロング・ショート・エクイティ・ファンド・リミテッド クラスA投資証券」は、ケイマン諸島において設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、当該ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2011年12月31日に終了する計算期間(2011年10月31日から2011年12月31日まで)に係る財務書類であります。当該財務書類は、その原文を翻訳したものです。
- (2) 「ブラックロック・グローバル・ファンズ USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスA投資証券」は、ルクセンブルグにおいて設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、当該ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2011年8月31日に終了する計算期間(2010年9月1日から2011年8月31日まで)に係る財務書類であります。

当該財務書類は、当該ファンドを含む「ブラックロック・グローバル・ファンズ」の2011年8月31日現在の財務書類のうち、当該ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。なお、財務書類に含まれる「投資有価証券明細表」の銘柄については原文通り英語表記で行っております。

[次へ](#)

ブラックロック・エマージング・マーケット・ロング・ショート・エクイティ・ファンド・リミテッド

資産負債計算書 2011年12月31日

| | 米ドル |
|------------------------|-------------|
| 資産 | |
| 現金および現金同等物 | 196,659,176 |
| 外貨、公正価値(取得原価20,030米ドル) | 20,244 |
| ブローカーに対する債権 | 29,248,538 |
| 差額決済契約、公正価値 | 7,061,623 |
| 資産合計 | 232,989,581 |
| 負債 | |
| 差額決済契約、公正価値 | 5,618,272 |
| 未払管理報酬 | 180,084 |
| 未払管理事務代行報酬 | 18,008 |
| 未払監査報酬 | 45,000 |
| 未払取締役報酬 | 20,000 |
| 負債合計 | 5,881,364 |
| 純資産 | 227,108,217 |
| 純資産 | |
| クラスA投資証券に帰属する純資産(注記5) | 227,108,217 |
| 純資産合計 | 227,108,217 |

添付の注記は本財務書類の一部である。

ブラックロック・エマージング・マーケット・ロング・ショート・エクイティ・ファンド・リミテッド

要約投資有価証券明細表 2011年12月31日

差額決済契約 - 資産

| | 純資産比率 (%) | 評価額 (米ドル) |
|---------------|--------------|--------------|
| ブラジル | | |
| 基本資材 | 0.02 | 43,138 |
| 通信 | 0.02 | 49,549 |
| 耐久消費財 | 0.04 | 100,790 |
| 非耐久消費財 | 0.10 | 212,691 |
| 総合事業 | 0.01 | 18,289 |
| エネルギー | 0.00 | 191 |
| 金融 | 0.04 | 99,232 |
| 工業 | 0.01 | 14,194 |
| 電気・ガス・水道 | 0.25 | 575,154 |
| ブラジル合計 | 0.49 | 1,113,228 |
| カナダ | | |
| 基本資材 | 0.02 | 49,367 |
| チリ | | |
| 耐久消費財 | 0.01 | 14,172 |
| 総合事業 | 0.00 | 1,150 |
| 金融 | 0.01 | 18,124 |
| 電気・ガス・水道 | 0.01 | 24,075 |
| チリ合計 | 0.03 | 57,521 |
| 中国 | | |
| 基本資材 | 0.02 | 55,149 |
| 耐久消費財 | 0.10 | 230,911 |
| エネルギー | 0.01 | 29,857 |
| 金融 | 0.02 | 40,038 |
| 工業 | 0.21 | 459,805 |
| 中国合計 | 0.36 | 815,760 |
| コロンビア | | |
| エネルギー | 0.03 | 59,946 |
| チェコ共和国 | | |
| 通信 | 0.00 | 1,730 |
| 香港 | | |
| 基本資材 | 0.01 | 29,537 |
| 通信 | 0.04 | 96,878 |
| 耐久消費財 | 0.00 | 1,164 |
| 総合事業 | 0.03 | 71,410 |
| 金融 | 0.00 | 1,068 |
| 工業 | 0.00 | 2,711 |
| 香港合計 | 0.08 | 202,768 |
| ハンガリー | | |
| エネルギー | 0.01 | 19,324 |

添付の注記は本財務書類の一部である。

差額決済契約 - 資産(続き)

| | 純資産比率 (%) | 評価額 (米ドル) |
|-----------|--------------|--------------|
| インド | | |
| 工業 | 0.06 | 125,492 |
| 技術 | 0.00 | 16,274 |
| インド合計 | 0.06 | 141,766 |
| インドネシア | | |
| 通信 | 0.00 | 570 |
| 非耐久消費財 | 0.00 | 4,142 |
| エネルギー | 0.00 | 3,826 |
| 工業 | 0.04 | 78,577 |
| インドネシア合計 | 0.04 | 87,115 |
| イスラエル | | |
| 基本資材 | 0.04 | 83,446 |
| 金融 | 0.00 | 4,585 |
| イスラエル合計 | 0.04 | 88,031 |
| ルクセンブルグ | | |
| 基本資材 | 0.09 | 194,175 |
| 金融 | 0.01 | 31,247 |
| ルクセンブルグ合計 | 0.10 | 225,422 |
| マレーシア | | |
| 基本資材 | 0.00 | 7,636 |
| 通信 | 0.11 | 251,733 |
| 金融 | 0.01 | 10,033 |
| マレーシア合計 | 0.12 | 269,402 |
| メキシコ | | |
| 基本資材 | 0.05 | 102,008 |
| 通信 | 0.03 | 74,915 |
| 耐久消費財 | 0.01 | 26,164 |
| 非耐久消費財 | 0.03 | 69,832 |
| メキシコ合計 | 0.12 | 272,919 |
| ペルー | | |
| 基本資材 | 0.00 | 450 |
| ポーランド | | |
| エネルギー | 0.00 | 7,193 |
| 金融 | 0.01 | 15,772 |
| ポーランド合計 | 0.01 | 22,965 |
| ロシア | | |
| 基本資材 | 0.03 | 76,094 |
| 通信 | 0.00 | 115 |
| エネルギー | 0.10 | 207,005 |
| 電気・ガス・水道 | 0.04 | 94,303 |
| ロシア合計 | 0.17 | 377,517 |

添付の注記は本財務書類の一部である。

差額決済契約 - 資産(続き)

| | 純資産比率 (%) | 評価額 (米ドル) |
|----------|--------------|--------------|
| 南アフリカ | | |
| 基本資材 | 0.01 | 20,343 |
| 通信 | 0.02 | 45,926 |
| 耐久消費財 | 0.04 | 83,172 |
| 非耐久消費財 | 0.08 | 183,662 |
| 総合事業 | 0.14 | 313,694 |
| 金融 | 0.01 | 31,971 |
| 南アフリカ合計 | 0.30 | 678,768 |
| 韓国 | | |
| 基本資材 | 0.02 | 43,537 |
| 通信 | 0.01 | 23,405 |
| 耐久消費財 | 0.07 | 154,013 |
| 非耐久消費財 | 0.05 | 103,094 |
| 総合事業 | 0.00 | 1,040 |
| エネルギー | 0.00 | 5,391 |
| 金融 | 0.03 | 74,580 |
| 工業 | 0.12 | 286,207 |
| 技術 | 0.03 | 57,657 |
| 電気・ガス・水道 | 0.00 | 8,592 |
| 韓国合計 | 0.33 | 757,516 |
| 台湾 | | |
| 基本資材 | 0.02 | 48,684 |
| 通信 | 0.14 | 326,684 |
| 耐久消費財 | 0.03 | 72,979 |
| エネルギー | 0.01 | 11,839 |
| 金融 | 0.02 | 52,352 |
| 工業 | 0.17 | 376,654 |
| 技術 | 0.16 | 370,881 |
| 台湾合計 | 0.55 | 1,260,073 |
| タイ | | |
| 基本資材 | 0.00 | 17,580 |
| 通信 | 0.07 | 145,675 |
| エネルギー | 0.02 | 39,231 |
| 金融 | 0.00 | 11,879 |
| 工業 | 0.01 | 20,344 |
| タイ合計 | 0.10 | 234,709 |

添付の注記は本財務書類の一部である。

差額決済契約 - 資産 (続き)

| | 純資産比率 (%) | 評価額 (米ドル) |
|---------------|--------------|--------------|
| トルコ | | |
| 通信 | 0.00 | 5,485 |
| 耐久消費財 | 0.03 | 59,870 |
| 非耐久消費財 | 0.00 | 8,187 |
| エネルギー | 0.00 | 10,617 |
| 金融 | 0.00 | 7,373 |
| 工業 | 0.11 | 220,230 |
| トルコ合計 | 0.14 | 311,762 |
| 英国 | | |
| 金融 | 0.01 | 13,564 |
| 差額決済契約 - 資産合計 | 3.11 | 7,061,623 |

差額決済契約 - 負債

| | | |
|----------|--------|-----------|
| アルゼンチン | | |
| 通信 | (0.01) | (26,947) |
| ブラジル | | |
| 基本資材 | (0.08) | (196,147) |
| 通信 | (0.03) | (57,007) |
| 耐久消費財 | (0.02) | (39,505) |
| 非耐久消費財 | (0.09) | (213,771) |
| エネルギー | (0.05) | (120,764) |
| 金融 | (0.02) | (38,632) |
| 工業 | (0.01) | (16,465) |
| 電気・ガス・水道 | (0.09) | (212,641) |
| ブラジル合計 | (0.39) | (894,932) |
| カナダ | | |
| 基本資材 | (0.00) | (5,796) |
| チリ | | |
| 通信 | (0.00) | (10,699) |
| 耐久消費財 | (0.00) | (119) |
| 非耐久消費財 | (0.00) | (319) |
| 電気・ガス・水道 | (0.00) | (81) |
| チリ合計 | (0.00) | (11,218) |

添付の注記は本財務書類の一部である。

差額決済契約 - 負債(続き)

| | 純資産比率 (%) | 評価額 (米ドル) |
|----------|--------------|--------------|
| 中国 | | |
| 基本資材 | (0.03) | (76,148) |
| 通信 | (0.00) | (3,596) |
| 耐久消費財 | (0.00) | (2,314) |
| 非耐久消費財 | (0.05) | (110,621) |
| エネルギー | (0.09) | (210,366) |
| 金融 | (0.02) | (50,459) |
| 工業 | (0.17) | (353,215) |
| 技術 | (0.02) | (53,688) |
| 電気・ガス・水道 | (0.00) | (2,568) |
| 中国合計 | (0.38) | (862,975) |
| コロンビア | | |
| 金融 | (0.00) | (2,856) |
| 香港 | | |
| 基本資材 | (0.01) | (12,836) |
| 通信 | (0.06) | (137,704) |
| 耐久消費財 | (0.00) | (10,570) |
| 非耐久消費財 | (0.03) | (61,164) |
| 総合事業 | (0.01) | (16,152) |
| エネルギー | (0.04) | (76,594) |
| 金融 | (0.00) | (2,205) |
| 工業 | (0.04) | (100,717) |
| 電気・ガス・水道 | (0.05) | (117,443) |
| 香港合計 | (0.24) | (535,385) |
| インド | | |
| 耐久消費財 | (0.00) | (904) |
| 非耐久消費財 | (0.00) | (5,932) |
| 金融 | (0.02) | (35,013) |
| 技術 | (0.00) | (1,478) |
| インド合計 | (0.02) | (43,327) |
| インドネシア | | |
| 非耐久消費財 | (0.02) | (42,484) |
| イスラエル | | |
| 非耐久消費財 | (0.02) | (26,956) |
| 金融 | (0.00) | (6,581) |
| イスラエル合計 | (0.02) | (33,537) |

添付の注記は本財務書類の一部である。

差額決済契約 - 負債(続き)

| | 純資産比率 (%) | 評価額 (米ドル) |
|---------|--------------|--------------|
| マレーシア | | |
| 通信 | (0.01) | (14,975) |
| 耐久消費財 | (0.00) | (4,455) |
| 非耐久消費財 | (0.01) | (12,831) |
| 総合事業 | (0.00) | (7,032) |
| 金融 | (0.00) | (1,030) |
| 工業 | (0.00) | (1,598) |
| マレーシア合計 | (0.02) | (41,921) |
| メキシコ | | |
| 通信 | (0.01) | (23,543) |
| 非耐久消費財 | (0.01) | (25,220) |
| 総合事業 | (0.00) | (4,789) |
| メキシコ合計 | (0.02) | (53,552) |
| パナマ | | |
| 耐久消費財 | (0.02) | (45,082) |
| ポーランド | | |
| 基本資材 | (0.01) | (19,312) |
| ロシア | | |
| 基本資材 | (0.01) | (16,725) |
| 非耐久消費財 | (0.03) | (89,728) |
| エネルギー | (0.01) | (12,692) |
| ロシア合計 | (0.05) | (119,145) |
| 南アフリカ | | |
| 基本資材 | (0.03) | (69,742) |
| 通信 | (0.01) | (26,205) |
| 耐久消費財 | (0.08) | (166,405) |
| 非耐久消費財 | (0.06) | (136,850) |
| エネルギー | (0.01) | (28,018) |
| 工業 | (0.00) | (7,322) |
| 南アフリカ合計 | (0.19) | (434,542) |
| 韓国 | | |
| 基本資材 | (0.02) | (35,184) |
| 通信 | (0.03) | (62,131) |
| 耐久消費財 | (0.07) | (160,138) |
| 非耐久消費財 | (0.03) | (69,757) |
| エネルギー | (0.04) | (87,847) |
| 金融 | (0.04) | (100,112) |
| 工業 | (0.13) | (282,948) |
| 技術 | (0.01) | (32,573) |
| 韓国合計 | (0.37) | (830,690) |

添付の注記は本財務書類の一部である。

差額決済契約 - 負債（続き）

| | 純資産比率 (%) | 評価額 (米ドル) |
|----------------|--------------|--------------|
| 台湾 | | |
| 基本資材 | (0.04) | (85,260) |
| 通信 | (0.01) | (22,728) |
| 耐久消費財 | (0.14) | (297,870) |
| 非耐久消費財 | (0.01) | (33,373) |
| エネルギー | (0.04) | (90,151) |
| 金融 | (0.02) | (40,028) |
| 工業 | (0.07) | (170,233) |
| 技術 | (0.08) | (188,097) |
| 台湾合計 | (0.41) | (927,740) |
| タイ | | |
| 基本資材 | (0.01) | (27,582) |
| 通信 | (0.05) | (119,754) |
| 耐久消費財 | (0.05) | (105,965) |
| 非耐久消費財 | (0.00) | (3,234) |
| 総合事業 | (0.00) | (189) |
| 金融 | (0.00) | (9,769) |
| タイ合計 | (0.11) | (266,493) |
| トルコ | | |
| 基本資材 | (0.02) | (52,368) |
| 非耐久消費財 | (0.00) | (2,362) |
| 総合事業 | (0.03) | (55,877) |
| 金融 | (0.00) | (3,470) |
| トルコ合計 | (0.05) | (114,077) |
| 英国 | | |
| 基本資材 | (0.06) | (135,519) |
| 非耐久消費財 | (0.01) | (19,843) |
| 英国合計 | (0.07) | (155,362) |
| 米国 | | |
| 基本資材 | (0.01) | (11,065) |
| 取引相手に対する債務（純額） | | (139,834) |
| 差額決済契約 - 負債合計 | (2.41) | (5,618,272) |

添付の注記は本財務書類の一部である。

ブラックロック・エマージング・マーケット・ロング・ショート・エクイティ・ファンド・リミテッド

損益計算書 2011年10月31日(運用開始日)から2011年12月31日までの期間

| | 米ドル |
|--------------------|-----------|
| 投資収益 | |
| 受取利息 | 17 |
| 収益合計 | 17 |
| 費用 | |
| 管理報酬 | 287,342 |
| 専門家報酬 | 45,713 |
| 監査報酬 | 45,000 |
| 管理事務代行報酬 | 28,734 |
| 取締役報酬 | 20,000 |
| 費用合計 | 426,789 |
| 投資純利益(損失) | (426,772) |
| 実現および未実現利益(損失) | |
| 以下に係る実現純利益(損失): | |
| 差額決済契約 | 849,422 |
| 外国通貨取引 | 2 |
| 実現純利益(損失) | 849,424 |
| 以下に係る未実現評価損益の純変動額: | |
| 差額決済契約 | 1,443,351 |
| 外貨建資産および負債の換算 | 214 |
| 未実現評価損益の純変動額 | 1,443,565 |
| 実現および未実現純利益(損失) | 2,292,989 |
| 運用による純資産の純増加(減少)額 | 1,866,217 |

添付の注記は本財務書類の一部である。

ブラックロック・エマージング・マーケット・ロング・ショート・エクイティ・ファンド・リミテッド

純資産変動計算書 2011年10月31日(運用開始日)から2011年12月31日までの期間

| | クラスA |
|---------------------|-------------|
| | 米ドル |
| 運用 | |
| 投資純利益(損失) | (426,772) |
| 実現純利益(損失) | 849,424 |
| 未実現評価損益の純変動額 | 1,443,565 |
| 運用による純資産の純増加(減少)額 | 1,866,217 |
| 資本取引 | |
| 投資証券発行 | 225,242,000 |
| 資本取引による純資産の純増加(減少)額 | 225,242,000 |
| 純資産の純増加(減少)額 | 227,108,217 |
| 期首純資産 | - |
| 期末純資産 | 227,108,217 |

添付の注記は本財務書類の一部である。

ブラックロック・エマージング・マーケット・ロング・ショート・エクイティ・ファンド・リミテッド

キャッシュ・フロー計算書 2011年10月31日(運用開始日)から2011年12月31日までの期間

| | 米ドル |
|---|--------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 運用による純資産の純増加(減少)額 | 1,866,217 |
| 運用による純資産の純増加(減少)額から営業活動により生じた(に使用した)現金純額への調整: | |
| 実現純(利益)損失 | (849,424) |
| 未実現評価損益の純変動額 | (1,443,565) |
| デリバティブに関して取引相手から受領した(に支払った)純支払額 | 849,422 |
| 営業資産の(増加)減少: | |
| ブローカーに対する債権 | (29,248,538) |
| 営業負債の増加(減少): | |
| 未払管理報酬 | 180,084 |
| 未払管理事務代行報酬 | 18,008 |
| 未払監査報酬 | 45,000 |
| 未払取締役報酬 | 20,000 |
| 営業活動により生じた(に使用した)現金純額 | (28,562,796) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資証券発行 | 225,242,000 |
| 財務活動により生じた(に使用した)現金純額 | 225,242,000 |
| 現金および現金同等物ならびに外貨の純増加(減少)額 | 196,679,204 |
| 現金に対する為替レートの影響額 | 216 |
| 現金および現金同等物ならびに外貨: | |
| 期首 | - |
| 期末 | 196,679,420 |

添付の注記は本財務書類の一部である。

ブラックロック・エマージング・マーケット・ロング・ショート・エクイティ・ファンド・リミテッド

財務書類に対する注記 2011年10月31日（運用開始日）から2011年12月31日までの期間

1. 事業

ブラックロック・エマージング・マーケット・ロング・ショート・エクイティ・ファンド・リミテッド（以下「当ファンド」という。）は、民間投資ファンドとして営業活動を行う目的で、ケイマン諸島の法律に基づき2011年8月30日に設立された特例会社である。当ファンドは、ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含む。）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）における「ミューチュアル・ファンド」の定義を満たしているため、ミューチュアル・ファンド法による規制を受けている。規制ミューチュアル・ファンドとして、当ファンドはケイマン諸島金融庁の監督下に置かれている。当ファンドは、2011年10月31日に運用を開始した。

当ファンドの投資目的は、新興市場における株式のロングおよびショート・ポジションのエクスポージャーをとることで、長期にわたって現金指数を上回るトータル・リターンを目指すことである。通常の場合において、当ファンドのベータ・バンドは0から0.40の範囲であり、トータル・グロス・エクスポージャーの上限は2.5倍である。当ファンドは、主として、新興市場における様々な持分証券や、新興市場の企業が発行した、あるいはこうした企業と経済的な結び付きのある関連するデリバティブのロングおよびショート・ポジションをとることで当ファンドの投資目的を追求する。当ファンドは、当ファンドの投資目的に合致すると判断された、新興市場以外の国の企業が発行した持分商品に投資することもある。

当ファンドは、全世界の様々な持分商品のロングおよびショート・ポジションの両方をとる。当ファンドは全体として投資ポートフォリオにおけるロング・ポジションを維持する意向であるが、当ファンドは通常、持分証券および持分関連商品における多額のショート・ポジションを維持する見込みである。当ファンドは、預託証券を含む上場および非上場普通株式、優先株式、転換可能証券、新株引受権、ワラント、プットおよびコール・オプション、差額決済契約を含むスワップ、その他のデリバティブおよび株価指数に関連する先物予約を含むがこれらに限定されない、様々な持分商品のショート・ポジションを保有することがある。当ファンドは、主に、スワップ契約を含むデリバティブの使用を通じてロングおよびショート・ポジションを維持する見込みである。当ファンドは、新興市場外の企業が発行した、あるいはかかる企業をベースとする、現金および現金同等物等の短期投資を含む持分商品、米国政府機関債、マネー・マーケット・ファンド（投資運用会社（下記に定義）と関係する、あるいは同社によって資金供与または管理されるファンドを含む）、コマーシャル・ペーパー、預託証券およびその他の銀行預金ならびに銀行引受手形に20%を上限とする当ファンドの資産を投資することができるが、当ファンドの投資戦略実行との関連で保有している現金および現金同等物には投資することができない。

米国の法律に基づき組織された全国銀行業協会であり、ブラックロック・インクの完全子会社であるブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニーN.A.（以下「投資運用会社」という。）は、当ファンドの投資運用会社であり、当ファンドの取締役会（以下「取締役会」という。）の方針および統制に従って投資活動を行う責任を負っている。マサチューセッツの信託会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、当ファンドの管理事務代行会社および登録・名義書換代行会社（以下「管理事務代行会社」という。）ならびに保管会社（以下、かかる立場において「保管会社」という。）として従事している。

2. 重要な会計方針の要約

添付の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。以下は、当ファンドが遵守している重要な会計方針の要約である。

会計処理の基礎

添付の財務書類は、会計上の発生主義で表示されている。したがって、収益および費用は、それぞれ稼得時と発生時に計上される。

投資取引および関連する投資収益

投資取引は、取引日基準で計上される。実現利益（損失）は、先入先出法で算定される。受取利息および支払利息は、発生主義で認識される。

投資の評価

当ファンドの投資は、公正価値の測定に使用する評価手法のインプットを3つのレベルに大別して優先順位を付した公正価値の階層を用いて評価される。インプットには、独立の市場データに基づくもの（以下「観測可能なインプット」という。）と、内部的に計算されたもの（以下「観測不能なインプット」という。）がある。階層では、同一の資産または負債の活発な市場における調整前の取引価格の優先度が最も高く（レベル1の測定）、観測不能なインプットの優先度が最も低い（レベル3の測定）。公正価値の階層の3つのレベルは以下のとおりである。

レベル1：サブ・ファンドが測定日にアクセス可能な同一の資産または負債の、活発な市場における調整前の取引価格

レベル2：活発な市場における類似の資産または負債の取引価格、活発でない市場における同一または類似の資産または負債の取引価格、資産または負債の観測可能な取引価格以外のインプット（為替レート、融資条件、金利、イーロード・カーブ、ボラティリティ、繰上返済スピード、予想損失、信用リスクおよびデフォルト率等）、または市場による裏付けのあるその他のインプットを含むが、これらに限定されないレベル1以外の観測可能なインプット

レベル3：観測可能なインプットが入手できない場合に、その状況下で入手可能な最善の情報に基づく観測不能なインプット（投資の公正価値の算定に使用する当ファンド独自の仮定を含む）

観測可能なインプットの入手可能性は有価証券毎に異なる場合があり、有価証券の種類、未だ市場性のない新規の有価証券であるかどうか、市場の流動性、および有価証券に固有のその他の性質等を含む広範な要素によって影響を受ける。インプットには、価格情報、ボラティリティの統計、具体的かつ広範なクレジット・データ、流動性の統計、およびその他の要素が含まれることがある。評価モデルや市場における観測可能性が低い、または観測不能なインプットに基づく評価の場合、公正価値の算定には更なる判断が必要となる。したがって、公正価値の算定時に行使される判断の度合いは、公正価値の階層のレベル3に区分される商品に関するものが最も高い。

公正価値の階層内の金融商品に関して決定される価値のレベルは、公正価値測定全体にとって重要であるすべてのインプットのうちの最も低いレベルに基づく。階層内の金融商品について決定される価値の区分は、かかる商品の価格インプットの透明性に基づいており、必ずしも当ファンドが把握している商品のリスクに一致するものではない。可能な限り、投資の評価は、独立の値付機関によって提供された市場取引価格を用いて行う。

当ファンドの投資の評価額は通常、以下のように算定される。

- ・ 差額決済契約（以下「CFD」という。）は、基礎となる株式が取引されている主たる取引所または市場におけるかかる株式の最新の売却価格に基づいて評価される。

評価額が活発な市場における取引市場価格に基づく投資は、レベル1に区分される。管理事務代行会社は、当ファンドが多額のポジションを保有していて、売却が取引価格に合理的に影響しうる場合であっても、かかる商品の取引価格を調整しない。

活発でないともなされる市場で取引されているものの、その価値が、取引市場価格、ディーラー価格またはその他の価格ソースによって提供された、観測可能なインプットによる裏付けのある評価額に基づく投資は、レベル2に区分される。

レベル3に区分される投資は、取引の頻度が低い、またはまったく取引されていないため、重要性の高い観測不能なインプットを用いて評価される。市場価格を容易に入手することができない場合は、管理事務代行会社が、投資運用会社と協議し、かつ、取締役会の監督の下で、取締役会が承認し、レビューした価格設定方針および手続（これには、投資運用会社の価格設定方針および手続が組み込まれている場合も、そうでない場合もある）に従い、かかる有価証券を評価することになる。当ファンドがレベル3の投資の価値の見積りに使用したインプットには、当初の取引価格、同一または類似の商品の直近の取引、基礎となる投資または比較可能な発行体の完了した、あるいは進行中の第三者取引、ならびに財務比率の変動またはキャッシュ・フローが含まれることがある。また、レベル3の投資の価値は低い流動性および/または低い透明性を反映して調整されることがあり、市場情報がない場合は当ファンドがかかる割引の金額を見積る。算定された価値が、当ファンドがかかる金融商品の将来の売却によって実現する価値や、かかる金融商品を即時売却した際に実現するであろう価値を表すという保証はなく、このことは当ファンドの経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。

デリバティブには、取引所で取引されるものや、非公開の相対取引（以下「OTC」という。）がある。取引所で取引されるデリバティブは、通常、公正価値の階層内のレベル1に区分される。

当ファンドは、入手可能であり、信頼性が高いと考えられる場合は常に観測可能なインプットを用いてOTCデリバティブを評価している。評価モデルが使用されている場合、OTCデリバティブの価値は、商品の契約条項および商品に内在する特定のリスク、ならびに観測可能なインプットの入手可能性および信頼性によって異なる。かかるインプットには、参照証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブ、ボラティリティの測定、繰上返済率およびこれらのインプットの相関関係が含まれることがある。特定のOTCデリバティブは、一般に市場データによる裏付けが可能なインプットを有しているため、レベル2に区分されている。

流動性が低い、あるいはインプットが観測不能であるこれらのOTCデリバティブは、レベル3に区分される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの評価では、一部のレベル1および/またはレベル2のインプットを使用することがあるが、公正価値の算定にとって重要性が高いとみなされるその他の観測不能なインプットも含まれている。

2011年12月31日現在、当ファンドの投資はレベル2として区分されていた。当ファンドの投資の主要カテゴリー別の内訳は、要約投資有価証券明細表に開示されている。

外貨換算

当ファンドの財務記録は米ドル建てで記録されている。外貨建ての資産および負債は、評価日の実勢為替レートで米ドルに換算される。投資の購入および売却ならびに関連する収益および費用は、それぞれの取引日の為替レートで換算される。当ファンドは、国外投資の為替レートの変動によって生じた投資の変動分を、投資の評価額の変動から分離していない。これらの影響は、投資およびデリバティブに係る実現純利益（損失）および未実現評価損益の変動額に含まれている。

外貨取引に係る実現純利益（損失）の報告額は、外貨の売却、有価証券取引の取引日から決済日までの間に実現した為替差（損）益、当ファンドの財務記録に計上された分配金、利息および源泉徴収税の金額と実際に受領した、あるいは支払った金額の米ドル相当額との差額によって生じたものである。外貨建ての資産および負債の換算に係る未実現評価損益の純変動額は、為替レートの変動による、期末現在の投資およびデリバティブ以外の資産および負債の価値の変動によって生じたものである。

収益の分配

中間分配金は、各会計年度の5月31日および11月30日に公表される。かかる分配金は通常、投資主が保有する投資証券の純資産価額における前中間期間からのすべての純利益（純利益がある場合）から支払われるが、投資運用会社が投資主への不利な影響を避けるために必要であると判断した場合は、投資運用会社の助言をもとに、取締役会の裁量によってこの金額よりも低い額が分配される。通常、すべての分配金は現金で支払われる。当ファンドは、適用される法律を遵守して、取締役会の単独かつ絶対の裁量により分配金を支払うことがある。当ファンドは、2011年10月31日（運用開始日）から2011年12月31日までの期間中に分配金の公表を行わなかった。

現金および現金同等物

現金および現金同等物には、現金残高および当初の満期が発行日から3ヵ月以内である短期投資が含まれる。現金預金は、時おり米国内の補償限度額を超過することがある。

ブローカーに対する債権

ブローカーに対する債権は、担保および委託証拠金、証券決済、およびその他の現金取引等の活動によって生じた、ブローカーおよび取引相手（以下、「ブローカー」と総称する。）が保有する資金からなる。ブローカーは、大手金融機関に属し、全世界に保管設備を有する、大手証券取引所の会員である。当ファンドでは、これらのブローカーが当ファンドに対する義務を履行することができない場合に信用リスクが生じる。

買戻未払金

当ファンドは、買戻通知の金額が確定した時点で買戻金を負債として認識する。この認識は、請求の性質に応じて、かかる通知の受領時または会計年度の最終日のいずれかに行われる。その結果、算定可能な純資産価額に基づいているものの会計年度末より後に支払われる買戻金は、期末現在の買戻未払金として反映されている。算定不能な純資産価額に基づく買戻請求は、買戻額が算定されるまで引き続き資本に留保される。当ファンドの信託証書に従い、買戻未払金は、損益を配分する目的で資本として処理されることがある。

見積りの使用

米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類の作成では、経営者が、財務書類日現在の資産および負債の報告額ならびに報告期間における収益および費用の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことが要求されている。実際の結果はこれらの見積りと異なる場合がある。

税金

当ファンドはケイマン諸島の特例会社であるため、ケイマン諸島の現行法に基づき、当ファンドが支払うべき所得税、遺産税、移転税、販売税およびその他の税金はない。当ファンドは、自己の計算において有価証券取引を行っているため、通常、こうした損益に対する米国の税金が課されない（下記の特定の源泉徴収税を除く）。投資運用会社は、当ファンドが米国の取引またはビジネスに関連しているとみなされないように、当ファンドの事業活動を行う意向である。米国内のソースから当ファンドが受領した受取配当金ならびに一部の受取利息およびその他の収益は、30%の米国源泉徴収税の対象であって、かかる税金控除後の金額で反映されている場合がある。米国外のソースから当ファンドが実現した受取利息、受取配当金およびその他の収益ならびに米国外の発行体の有価証券の売却によって実現したキャピタル・ゲインは、かかる収益が発生した管轄地により、源泉徴収税およびその他の税金が課せられる場合がある。経営者は、2011年12月31日現在の当ファンドの税務ポジションをレビューし、当ファンドの財務書類における所得税引当金の計上は不要であると判断した。

3. デリバティブ

当ファンドは、ファンドのリターンを増大と、信用リスクおよび株式リスク等の特定のリスクに対するエクスポージャーを経済的にヘッジする、または保護することの両方を目的として、デリバティブ契約を用いた様々なポートフォリオ投資戦略をとることがある。

デリバティブ契約に係る損失は、基礎となる証券の不利な価格変動によって契約の価値が下がる場合、あるいは取引相手が契約を履行しない場合に生じることがある。OTCデリバティブに係る取引相手の信用リスクによって生じる当ファンドの損失リスクの最高額は、通常、未実現評価益総額が取引相手が差し入れた担保を上回る金額である。一般的な市場リスクおよび信用リスクに関する他の情報については、注記4を参照のこと。

当ファンドは、担保の入手や、当ファンドとそれぞれの取引相手とで締結している国際スワップ・デリバティブ協会（以下「ISDA」という。）のマスター・アグリーメントに含まれるネットティング規定を通じて、カウンターパーティ・リスクを軽減することがある。ISDAマスター・アグリーメントにより、当ファンドは、各取引相手が保有している担保を含む、特定のデリバティブに係る未払金および/または未収金を、かかる取引相手との間で相殺することができる。しかし、財務書類の報告上、当ファンドは取引相手との損益を総額ベースで報告している。取引相手に対する債権の全額に契約上、またはその他の方法による担保が付されていない場合、取引相手の不履行による損失リスクが生じる。また、当ファンドは、債務を満たすだけの金融資産を有していると当ファンドが考える取引相手とのみ契約を締結し、これらの取引相手の財務上の安定性をモニタリングすることによって、カウンターパーティ・リスクを管理している。

特定のISDAマスター・アグリーメントにより、OTCデリバティブの取引相手は、いずれかの当事者がISDAマスター・アグリーメントの条項を満たさなかった場合、期限前に契約を終了することができる。これにより、かかる取引相手に対する純負債があった場合は、早期支払いが生じることになる。純負債ポジションにあって信用リスクの偶発性を伴うものを含むデリバティブの公正価値は、要約投資有価証券明細表に表示されている。

差額決済契約

差額決済契約（以下「CFD」という。）は、株式の価値に対するエクスポージャーを得る、あるいは株式の価値の変動（株式リスク）をヘッジする目的で、ならびに基礎となる普通株式への投資の代替として使用されている。CFDは2者間の契約であり、その決済は、基礎となる株式を実際に受け渡すのではなく、基礎となる証券の価値の変動に基づく現金の支払およびかかる証券の配当金の支払を通じてなされる。CFDを締結する際、当ファンドは、かかる契約の当初委託証拠金の最低額に相当する金額の現金または有価証券を取引相手に差し入れること要求される場合がある。通常、契約に従って、当ファンドは契約の価値の日々の変動額に相当する金額の現金を取引相手から受け取る、あるいはこれに支払うことに合意している。かかる債権および債務を追加証拠金といい、当ファンドは未実現評価損益として認識している。CFDの終了時に、当ファンドは、契約開始時の契約の価値と終了時の価値の差額に相当する実現損益を計上する。CFDの使用には、取引相手が契約条項を満たさない、あるいはCFDと原資産の価格の変動が完全な相関関係にならないリスクがある。

担保

差額決済契約への投資に関連して、当ファンドは、2011年12月31日現在の価値が28,603,965米ドルである現金担保を差し入れており、これは資産・負債計算書上のブローカーに対する債権に含まれている。

2011年12月31日現在、当ファンドはデリバティブ契約を締結しており、これは資産・負債計算書上に以下の通り反映されている。

以下の表は、2011年12月31日現在の資産・負債計算書に対するデリバティブの影響に関する情報を示している*。

資産デリバティブ

| 資産・負債計算書の項目 | 公正価値 |
|-------------|--------------|
| エクイティ契約 | |
| 差額決済契約、公正価値 | 7,061,623米ドル |

負債デリバティブ

| 資産・負債計算書の項目 | 公正価値 |
|-------------|----------------|
| エクイティ契約 | |
| 差額決済契約、公正価値 | (5,618,272)米ドル |

* 2011年12月31日現在の未決済デリバティブについては、要約投資有価証券明細表を参照のこと。

以下の表は、2011年12月31日に終了した期間における損益計算書へのデリバティブの影響に関する情報を示している。

デリバティブに係る実現利益（損失）

| 損益計算書の項目 | 差額決済契約 |
|----------|------------|
| エクイティ契約 | 849,422米ドル |

デリバティブに係る未実現評価損益の変動額

| 損益計算書の項目 | 差額決済契約 |
|----------|--------------|
| エクイティ契約 | 1,443,351米ドル |

2011年12月31日に終了した期間において、未決済のデリバティブの平均残高は以下の通りであった。

差額決済契約：

| | |
|-------------|----------------|
| 買建契約の平均想定元本 | 132,312,473米ドル |
| 売建契約の平均想定元本 | 108,231,248米ドル |

4. リスク要因

通常の事業活動において、当ファンドは有価証券への投資を行い、市場の変動によるリスク（市場リスク）がある、あるいは有価証券の発行体がすべての債務を履行しないことによるリスク（信用リスク）がある取引を締結している。当ファンドが保有する有価証券の価値は、当ファンドが保有する有価証券の発行体、一般経済に影響を及ぼす状況、全体的な市場の変化、ローカル、地域またはグローバルの政治、社会または経済の不安定性、通貨および金利ならびに価格の変動に直接関わる事象を含む特定の事象の影響を受けて下落することがある。信用リスクと同様に、当ファンドは、当ファンドとの間に未決済取引がある事業体とそのコミットメントを履行しない、あるいは履行できなくなるリスクであるカウンターパーティ・リスクにさらされることがある。当ファンドが信用リスクおよびカウンターパーティ・リスクにさらされる可能性のある金融資産は、主に投資および取引相手に対する債権からなる。これらの金融資産に関する当ファンドの信用リスクおよびカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの度合いは、資産・負債計算書に計上されたそれぞれの価値に近似している。

投資運用会社は、取引戦略のレビュー、市場リスクの上限または目標値の設定、および分散したポジションの維持等の実務を通じて、当ファンドの市場リスクに対するエクスポージャーを継続的にモニタリングし、管理している。当ファンドは、有価証券取引、プライム・ブローカレッジおよびデリバティブに関連する関係を取引相手と維持しており、かかる取引相手には米国内外のブローカー・ディーラーおよび金融機関が含まれることがある。投資運用会社は通常、当ファンドの取引関係を分散化することを目指しているが、信用リスクの集中が生じることもある。当ファンドの関係の分散化に加えて、投資運用会社は通常、以下について定めた正式な信用方針によって信用リスクの管理に努めている。取引相手の信用度レビューの継続的な実施、すべてのOTCデリバティブ取引に関するISDAマスター・アグリーメントの実施、潜在的な最大損失および各取引相手に対する「正味」信用エクスポージャーのモニタリング、ならびに取引相手からの余剰担保の返還請求。

当ファンドは米国以外の企業の有価証券に投資し、米国以外の市場で取引を行っているため、米国の発行体への投資では通常みられない特別なリスクおよび検討事項がある。かかるリスクには、通貨の切り下げ、発行体に関する信頼性の低い情報、有価証券取引のクリアランスおよび決済に係る実務が異なること、ならびに将来の政治・経済における不利な展開が含まれるが、これらに限定されない。さらに、多くの米国外の企業の有価証券およびその市場は、比較可能な米国企業の有価証券と比べて、流動性が低く価格が不安定な場合がある。

当ファンドの投資プログラムではレバレッジを利用している。レバレッジは、投資のトータル・リターン増大の機会となる一方で、潜在的に損失を増大させる効果もある。したがって、投資の価値に不利な影響を及ぼす事象が生じた場合、レバレッジの利用範囲が拡大する可能性がある。投資にとって不利な動きのあった市場で投資にレバレッジを利用していた場合、その累積的影響によって、投資にレバレッジをかけていなかった場合よりも多額の潜在的損失が生じる可能性がある。レバレッジの取得に関する当ファンドの借入契約またはその他の契約が引き続き利用可能である、もしくは利用可能である場合でも当ファンドが受容可能な条件で利用可能となる保証はない。不利な経済状況によって、資金調達コストが増大し、資本市場へのアクセスが制限される、あるいは貸手が当ファンドへの貸付中止の判断を下す可能性もある。通常、当ファンドの短期信用取引の利用では一定の追加リスクが生じる。たとえば、当ファンドの証拠金勘定を補償する目的でブローカーに差し入れた有価証券の価値が下落した場合、当ファンドは「マージン・コール」の対象となる場合があり、当ファンドはこれに従って、ブローカーに追加資金を預け入れる、あるいは価値の下落を補償するために差し入れた、または譲渡した有価証券の強制清算を行わなければならない。当ファンドの資産の価値が突発的に急落した場合、当ファンドは証拠金債務の支払に間に合うように資産を流動化できない可能性がある。

5. 資本

当ファンドは、1口当たりの額面価額が0.001米ドルである区分前の投資証券50,000,000口に分割される50,000米ドルの授權資本を有しており、これはいずれかのクラス投資証券として発行されることになる。当ファンドは1口当たりの額面価額が0.001米ドルである議決権付クラスA投資証券の募集を行っている。当ファンドは、取締役会が投資運用会社と協議の上で随時決定する1つまたは複数の投資証券クラスまたはサブクラスの投資証券を発行する権限を有しており、これらの投資証券は、特に、投資証券の機能通貨、課される報酬、買戻権、情報権ならびに最低および追加販売価格が異なる場合がある。

投資証券の募集は、適用される法律による制約のもと、取締役会の裁量において行われる。一般に、当ファンドは各営業日（下記に定義）（以下それぞれの日を「募集日」という。）の営業終了時点で申込を受けることになる。「営業日」とは、ニューヨーク、日本の東京または取締役会が随時決定するその他の地域において銀行が営業しているすべての日をいう。いかなる募集日の募集についても、申込書類は、該当する募集日の東部時間午前9:00までに受領していなければならない。投資証券は、1口当たり10.00米ドルに相当する購入価格で当初募集される。その後、投資証券は申込価格の最低額に基づき、それぞれの純資産価額に相当する購入価格で募集される。投資証券の当初申込の最低額は10,000,000米ドルであり、投資証券の追加購入の最低額は1米ドルである。取締役会は、必要とされる申込の最低額を単独の裁量によって変更することがあるが、これは、当初申込の最低額が100,000米ドルまたはケイマン諸島の法律に基づいて随時指定される他の金額をいかなる時も下回っていないことが前提である。

通常、投資主には、営業日の営業終了時点のすべての投資証券またはその一部の買戻を請求する権利がある。投資証券の買戻が可能それぞれの日を「買戻日」という。書面による買戻請求は、該当する買戻日の東部時間午前9：00までに副管理事務代行会社（注記9に定義）が受領していなければならない。取締役会は、上記の状況や、取締役会がその裁量において適切であると考え他の状況において買戻を認めることがある。全額償還の場合を除き、投資主は、買戻される投資証券の価値が1米ドル単位の単元株（または10.00米ドル）を下回る場合は投資証券の償還が認められておらず、投資主の残りの投資額が10,000,000米ドルを切るまで減額することになるであろう部分償還も認められていない。これらの最低額は、取締役会の絶対的裁量権によって免除されることがある。取締役会は、必要とされる最低投資額を維持するために、買戻される投資証券の金額を減額する権利を有している。投資証券は、投資証券1口当たり純資産価額で買戻される。かかる買戻金額は、通常、買戻日から5日以内に支払われる。

以下の表は、2011年10月31日（運用開始日）から2011年12月31日までの期間の資本証券の増減の詳細であり、2011年12月31日現在、発行済である投資証券クラスの投資証券1口当たり純資産価額を示している。

| 投資証券の種類 | 発行済 投資証券口数 2011年10月31日 | 投資証券 発行口数 | 投資証券 買戻口数 | 発行済 投資証券口数 2011年12月31日 | 純資産価額 | 投資証券 1口当たり 純資産価額 |
|---------|------------------------------|-----------------|--------------|------------------------------|--------------------|------------------------|
| クラスA | | | | | | |
| クラスA合計 | - | 22,484,402.9260 | - | 22,484,402.9260 | 227,108,217 米ドル | 10.10 米ドル |

6. 投資主の集中

2011年12月31日現在、1社の投資主が当ファンドの純資産の100%を保有していた。

7. 管理報酬

当ファンドと投資運用会社は、投資運用会社が当ファンドに投資運用サービスおよび/または投資顧問サービスを提供する契約を締結している。かかる投資運用契約に従い、当ファンドには、通常、投資証券に関する管理報酬が日次で計算・計上されて月次で後払いされる。管理報酬は、各月の各営業日の営業終了時点の投資証券の純資産価額（管理報酬控除前）に基づいて計算される。投資証券に課される管理報酬は、投資証券の純資産価額（管理報酬控除前）の年率1.0%となる。管理報酬は通常、各月の月末から30日以内に投資運用会社に支払われることになる。2011年10月31日（運用開始日）から2011年12月31日までの期間において当ファンドは合計287,342米ドルの管理報酬を計上し、2011年12月31日現在、このうちの180,084米ドルが未払いであった。

8. 関連当事者間取引

投資運用会社は、当ファンドに対する投資運用サービスおよび管理事務代行サービスの提供に関連する、給与、賃借料およびその他の費用を含む通常の経常的な営業費用を負担する。会計、税務、法律およびその他のサービスに関する一定の費用は、当ファンドの費用である。

2011年12月31日現在、投資運用会社の関係会社によって運用されている1つのファンドが、当ファンドの純資産の100%を保有していた。

9. 管理事務代行報酬

当ファンドは、管理事務代行会社との間に、一定の財務、会計、コーポレート、管理事務、および名義書換代行およびその他のサービスを当ファンドに代わって実施する管理事務代行契約（以下「管理事務代行契約」という。）を締結している。管理事務代行会社は、取締役会の最終的な監督のもと、当ファンドの管理事務に関する事項、すなわち（ ）投資証券の純資産価額の計算、（ ）管理事務代行会社が当ファンドに代わって実施するすべての取引の完全な記録を残すために必要となる会計台帳および会計簿の維持、（ ）投資証券の発行、譲渡および買戻に関連する登録・名義書換代行サービスの提供、に関する責任を負う。管理事務代行会社は、これらの管理事務サービスの一部を、間接的な完全子会社であるステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド（以下「副管理事務代行会社」という。）に委託しており、このサービスには、当ファンドの機密メモおよび募集文書の配布、投資証券の所有および買戻に関する当ファンドの記録である投資証券台帳の維持、当ファンドの募集文書、譲渡および買戻請求の受領および処理、ならびに当ファンドの投資主勘定の維持を含むがこれらに限定されるものではない。管理事務代行会社に支払われる報酬は、同社が提供するサービスの性質および範囲に基づき、随時書面にて合意されることになる。管理事務代行報酬は、損益計算書に表示されている。

10. 財務ハイライト

2011年10月31日（運用開始日）から2011年12月31日までの期間における財務ハイライトは、以下の通りである。

| | クラス A ^(a) |
|-------------------|----------------------|
| 投資証券 1 口当たりの運用成績： | |
| 期首純資産価額 | 10.00 米ドル |
| 投資純利益（損失） | (0.02) 米ドル |
| 実現および未実現純利益（損失） | 0.12 米ドル |
| 運用による純資産の純増加（減少）額 | 0.10 米ドル |
| 期末純資産価額 | 10.10 米ドル |
| 平均純資産に対する割合： | |
| 投資純利益（損失） | (1.14) % |
| 営業費用 | 1.14 % |
| トータル・リターン： | 1.01 % |

(a) 期首純資産価額は、2011年10月31日現在の投資証券 1 口当たりの当初購入価格を表している。損益は、2011年10月31日から2011年12月31日までの期間について表示されている。平均純資産に対する割合は年率換算されている。トータル・リターンは年率換算されていない。

投資証券 1 口当たりの運用成績、平均純資産に対する割合およびトータル・リターンは、全体としてのクラス A について計算されている。投資証券 1 口当たりの運用成績は、期中の平均発行済投資証券口数を用いて計算されている。平均純資産は、日次の評価額に基づいて計算されている。トータル・リターンは、幾何学的に連動しているリターンに基づいて計算され、管理報酬を含むすべての投資関連費用および営業費用控除後の金額で表示されている。個々の投資主の運用成績、平均純資産に対する割合およびトータル・リターンは、具体的な取引および投資の配分、異なる管理報酬契約（該当する場合）および資本取引の時期に基づいて、これらの結果と異なる場合がある。

11. 補償

一般的なビジネス慣行に従い、当ファンドは取締役会、管理事務代行会社、投資運用会社およびその他に対して一般補償を提供している。当ファンドは仮定上の将来の請求によって生じる可能性のある潜在的な将来の支払最高額を見積ることができないが、これらの一般事業補償に基づいて支払が要求されるリスクは僅少であると予想している。

12. 後発事象

経営者は、財務書類の発行準備が整った日である2012年3月29日までの、当ファンドのすべての後発事象の影響を評価し、財務書類において修正または開示が要求される後発事象はないと判断した。期末日より後に、当ファンドはクラスA投資証券の販売で約30,652,000米ドルを受け取り、クラスAの買戻に約24,876,000米ドルを支払った。

[前へ](#) [次へ](#)

純資産計算書 2011年8月31日現在

| | 注記 | USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド 米ドル |
|------------------------|----------|------------------------------------|
| 資産 | | |
| 投資有価証券 - 取得原価 | | 182,715,227 |
| 未実現評価益 | | 140,605 |
| 投資有価証券 - 時価 | 2 (a) | 182,855,832 |
| 銀行預金 | 2 (a) | 1,806,324 |
| 未収利息および未収配当金 | 2 (a) | 1,471,877 |
| 売却投資有価証券未収金 | 2 (a) | 50,360,964* |
| 販売投資証券未収金 | 2 (a) | 4,230,230 |
| 以下に係る未実現利益： | | |
| 先物予約 | 2 (c) | 15,284 |
| その他の資産 | 2 (a, c) | 7,508 |
| 資産合計 | | 240,748,019 |
| 負債 | | |
| 未払収益分配金 | 2 (a) | 63,396 |
| 購入投資有価証券未払金 | 2 (a) | 66,577,354* |
| 買戻し投資証券未払金 | 2 (a) | 133,314 |
| 以下に係る未実現損失： | | |
| 先渡為替予約 | 2 (c) | 36,206 |
| スワップの時価 | 2 (c) | 9,809 |
| 売建オプション / スワップオプションの時価 | 2 (c) | 24,169 |
| その他の負債 | | 362,380 |
| 負債合計 | | 67,206,628 |
| 純資産合計 | | 173,541,391 |

* TBAを含む。詳細については、注記2を参照のこと。
添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

3 会計年度末における純資産価額の概要 2011年8月31日現在

U S ダラ ー ・ ショ ー ト ・ デ ュ レ ー シ ョ ン ・ ボ ン ド ・ フ ァ ン ド

| | 通貨 | 2011年 8月31日現在 | 2010年 8月31日現在 | 2009年 8月31日現在 |
|----------------|-----|------------------|------------------|------------------|
| 純資産合計 | 米ドル | 173,541,391 | 145,131,526 | 91,265,009 |
| 以下の1口当たり純資産価額： | | | | |
| クラスA毎日分配型投資証券 | 米ドル | 8.66 | 8.68 | 8.42 |
| クラスA毎月分配型投資証券 | 米ドル | 8.66 | 8.67 | 8.42 |
| クラスA無分配投資証券 | 米ドル | 11.95 | 11.69 | 10.98 |
| クラスB毎日分配型投資証券 | 米ドル | 8.67 | 8.69 | 8.43 |
| クラスB無分配投資証券 | 米ドル | 10.94 | 10.81 | 10.25 |
| クラスC毎日分配型投資証券 | 米ドル | 8.67 | 8.68 | 8.42 |
| クラスC無分配投資証券 | 米ドル | 10.70 | 10.60 | 10.08 |
| クラスD毎月分配型投資証券 | 米ドル | 9.93 | - | - |
| クラスE無分配投資証券 | 米ドル | 11.35 | 11.16 | 10.53 |
| クラスX無分配投資証券 | 米ドル | 12.51 | 12.15 | 11.32 |

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

損益および純資産変動計算書 2011年8月31日に終了した会計年度

| | 注記 | USダラー・ショート・ デュレーション・ボンド・ ファンド 米ドル |
|---------------------------|-------|--|
| 期首純資産 | | 145,131,526 |
| 収益 | | |
| 預金利息 | | 702 |
| 債券利息 | | 5,711,946 |
| 収益合計 | 2 (b) | 5,712,648 |
| 費用 | | |
| 銀行利息 | | 1,477 |
| スワップ利息 | | 82,644 |
| 管理事務代行報酬 | 5 | 126,395 |
| 保管および預託報酬 | 6 | 31,398 |
| 販売報酬 | 4 | 623,831 |
| 税金 | 7 | 85,324 |
| 投資運用報酬 | 4 | 1,206,855 |
| 管理事務代行報酬 / 投資運用報酬の減額 | 5 | (174,122) |
| 費用合計 | | 1,983,802 |
| 純投資利益 | | 3,728,846 |
| 以下に係る実現純利益 / (損失) : | | |
| 投資有価証券 | 2 (a) | 1,934,650 |
| 先物予約 | 2 (c) | (1,340,872) |
| オプション契約 | 2 (c) | (4,304) |
| スワップ取引 | 2 (c) | (122,202) |
| 先渡為替予約 | 2 (c) | (804,560) |
| その他の取引に係る外国通貨 | | (9,239) |
| 当期実現純損失 | | (346,527) |
| 以下に係る未実現評価益 / (損) の純変動額 : | | |
| 投資有価証券 | 2 (a) | (734,108) |
| 先物予約 | 2 (c) | 68,212 |
| オプション契約 | 2 (c) | (10,277) |
| スワップ取引 | 2 (c) | 159,348 |
| 先渡為替予約 | 2 (c) | (7,540) |
| その他の取引に係る外国通貨 | | 7,751 |
| 当期末実現利益 / (損失) の純変動 | | (516,614) |
| 運用成績による純資産の増加 | | 2,865,705 |
| 資本の変動 | | |
| 投資証券発行による正味受取額 | | 255,809,009 |
| 投資証券買戻しによる正味支払額 | | (229,558,938) |
| 資本の変動による純資産の増加 | | 26,250,071 |
| 配当金宣言額 | 14 | (705,911) |
| 期末純資産 | | 173,541,391 |

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

発行済投資証券口数変動表 2011年8月31日現在

U S ダラ ー ・ ショ ー ト ・ デ ュ レ ー シ ョ ン ・ ボ ン ド ・ フ ァ ン ド

| | 期首発行済 投資証券口数 | 当期発行 投資証券口数 | 当期買戻し 投資証券口数 | 期末発行済 投資証券口数 |
|----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| クラスA 毎日分配型投資証券 | 2,371,590 | 1,122,021 | 1,027,793 | 2,465,818 |
| クラスA 毎月分配型投資証券 | 91,235 | 44,282 | 89,160 | 46,357 |
| クラスA 無分配投資証券 | 4,210,425 | 13,732,786 | 13,903,153 | 4,040,058 |
| クラスB 毎日分配型投資証券 | 528,710 | 135,410 | 129,177 | 534,943 |
| クラスB 無分配投資証券 | 938,709 | 82,964 | 191,385 | 830,288 |
| クラスC 毎日分配型投資証券 | 1,103,626 | 556,714 | 352,319 | 1,308,021 |
| クラスC 無分配投資証券 | 1,406,726 | 1,686,852 | 1,677,811 | 1,415,767 |
| クラスD 毎月分配型投資証券 | - | 14,481 | 5,000 | 9,481 |
| クラスE 無分配投資証券 | 2,825,458 | 2,499,308 | 1,811,192 | 3,513,574 |
| クラスX 無分配投資証券 | 312,481 | 2,343,310 | 790,801 | 1,864,990 |

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

U S ダラ ー ・ ショ ー ト ・ デ ュ レ ー シ ョ ン ・ ボ ン ド ・ フ ァ ン ド 上 位 10 2011年8月31日現在

| 保有高 | 銘柄 | 時価 (米ドル) | 純資産比率 (%) |
|---------------|---|-------------|--------------|
| USD 8,310,000 | United States Treasury Note/Bond 0.5% 15/8/2014 | 8,357,068 | 4.82 |
| USD 7,590,000 | Fannie Mae Pool '3.5 9/11' 3.5% TBA | 7,924,434 | 4.57 |
| USD 3,101,114 | Fannie Mae Pool 'AE0968' 4% 1/7/2019 | 3,306,848 | 1.91 |
| USD 3,000,000 | United States Treasury Note/Bond 0.125% 31/8/2013 | 2,996,016 | 1.73 |
| USD 2,670,000 | Holmes Master Issuer Plc '2007-2A 4A' FRN 15/7/2020 | 2,638,531 | 1.52 |
| USD 2,535,000 | United States Treasury Note/Bond 1.5% 31/7/2016 | 2,609,763 | 1.50 |
| USD 2,470,000 | Citibank Omni Master Trust '2009-A8 A8' 144A' FRN 16/5/2016 | 2,495,197 | 1.44 |
| GBP 1,430,000 | Permanent Master Issuer Plc '2008-2 1A' FRN 15/4/2014 | 2,326,869 | 1.34 |
| GBP 1,350,000 | Arkle Master Issuer Plc '2006-1X 5A2' FRN | 2,181,627 | 1.26 |
| USD 1,904,523 | Fannie Mae Pool 'AE0812' 5% 1/7/2025 17/2/2052 | 2,064,639 | 1.19 |

財務書類に対する注記

1. 組織

ブラックロック・グローバル・ファンズ（以下「当社」という。）は、オープンエンド型の投資法人（変動資本を有する会社型投資信託、すなわちS I C A V）であり、2011年6月30日までは2002年12月20日付のルクセンブルグ法（以下「2002年法」という。）パートに基づき、2011年7月1日以降は2010年12月17日付のルクセンブルグ法（以下「2010年法」という。）パートに基づいて設立されている。U C I T S は、2011年7月1日以降に開始する会計期間より導入される予定である。

2011年8月31日現在、当社は63のファンドにおける投資証券を発行している。各ファンドは、それぞれ個別の資産プールである。各ファンドは、以下の投資証券のクラスに分類されており、それぞれ個別の投資証券により表象されている。

投資証券のクラス

2011年8月31日現在、当社は以下のクラス投資証券を発行している。

クラスA

| | |
|-------------------------------|---------------------------|
| クラスA 毎年分配型投資証券 | クラスA米ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券 |
| クラスAユーロ・ヘッジ毎年分配型投資証券 | クラスA 毎四半期分配英国報告型投資証券 |
| クラスA 毎日分配型投資証券 | クラスA 無分配投資証券 |
| クラスAユーロ・ヘッジ毎日分配型投資証券 | クラスA 豪ドル・ヘッジ無分配投資証券 |
| クラスA 総収益分配型投資証券 | クラスA スイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券 |
| クラスA 毎月分配型投資証券 | クラスAユーロ・ヘッジ無分配投資証券 |
| クラスA 豪ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券 | クラスA 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券 |
| クラスAユーロ・ヘッジ毎月分配型投資証券 | クラスA 香港ドル・ヘッジなし無分配投資証券 |
| クラスA 香港ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券 | クラスA ポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券 |
| クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券 | クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券 |
| クラスA 毎四半期分配型投資証券 | クラスA 米ドル・ヘッジ無分配投資証券 |
| クラスA 豪ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券 | クラスA 英国報告型投資証券 |
| クラスAユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券 | クラスA 英ポンド・ヘッジ英国報告型投資証券 |
| クラスA 英ポンド・ヘッジ毎四半期分配型投資証券 | クラスA 米ドル・ヘッジ英国報告型投資証券 |
| クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券 | |

クラスB

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| クラスB 毎日分配型投資証券 | クラスB 無分配投資証券 |
| クラスBユーロ・ヘッジ毎日分配型投資証券 | クラスBユーロ・ヘッジ無分配投資証券 |
| クラスB 毎四半期分配型投資証券 | クラスB 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券 |
| クラスBユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券 | クラスB シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券 |
| クラスB 英ポンド・ヘッジ毎四半期分配型投資証券 | クラスB 米ドル・ヘッジ無分配投資証券 |
| クラスB 米ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券 | |

クラスC

クラスC 毎日分配型投資証券
 クラスC ユーロ・ヘッジ毎日分配型投資証券
 クラスC 毎月分配型投資証券
 クラスC ユーロ・ヘッジ毎月分配型投資証券
 クラスC 毎四半期分配型投資証券
 クラスC ユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
 クラスC 英ポンド・ヘッジ毎四半期分配型投資証券

クラスC シンガポール・ドル・ヘッジ毎四半期分配型
 投資証券
 クラスC 米ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
 クラスC 無分配投資証券
 クラスC ユーロ・ヘッジ無分配投資証券
 クラスC 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
 クラスC シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券
 クラスC 米ドル・ヘッジ無分配投資証券

クラスD

クラスD 毎月分配型投資証券
 クラスD 無分配投資証券
 クラスD ユーロ・ヘッジ無分配投資証券

クラスD 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
 クラスD 英国報告型投資証券
 クラスD 英ポンド・ヘッジ英国報告型投資証券

クラスE

クラスE 毎四半期分配型投資証券
 クラスE ユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
 クラスE 英ポンド・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
 クラスE 無分配投資証券

クラスE ユーロ・ヘッジ無分配投資証券
 クラスE 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
 クラスE ポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券
 クラスE 米ドル・ヘッジ無分配投資証券

クラスI

クラスI 無分配投資証券*

クラスI ユーロ・ヘッジ無分配投資証券*

クラスJ

クラスJ 毎月分配型投資証券*

クラスJ 無分配投資証券*

クラスQ

クラスQ 毎日分配型投資証券**
 クラスQ ユーロ・ヘッジ毎日分配型投資証券**

クラスQ 無分配投資証券**
 クラスQ ユーロ・ヘッジ無分配投資証券**

クラスX

クラスX 毎日分配型投資証券*
 クラスX 毎月分配型投資証券*
 クラスX 豪ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券*
 クラスX ユーロ・ヘッジ毎月分配型投資証券*
 クラスX 無分配投資証券*
 クラスX 豪ドル・ヘッジ無分配投資証券*

クラスX スイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券*
 クラスX ユーロ・ヘッジ無分配投資証券*
 クラスX 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券*
 クラスX 円ヘッジ無分配投資証券*
 クラスX 英国報告型投資証券*
 クラスX 英ポンド・ヘッジ英国報告型投資証券*

* 機関投資家が購入可能

** ブラックロック・グループ内の企業がスポンサーであったその他のファンドにおいて過去に投資証券を保有していた投資家が購入可能な特例投資証券クラス。当社では、現在は募集されていない。

各投資証券クラスは当社に対して同等の権利を有しているが、特徴および手数料体系はそれぞれ異なる。これについては当社の英文目論見書において詳述されている。

インディア・ファンド

ブラックロック・グローバル・ファンズ・インディア・ファンドは、その投資目的および投資方針に従い、当社の完全所有子会社であるブラックロック・インディア・エクイティズ・ファンド(モーリシャス)リミテッド(以下「子会社」という。)のみを通じてその純資産のほぼすべてをインドの有価証券に投資している。

当子会社の資産および負債、収益および費用はすべて、当社の純資産計算書および損益計算書において結合されている。当子会社が保有する投資有価証券はすべて、当社の財務書類において開示されている。

当子会社は、有限責任のオープンエンド型の投資法人として、モーリシャス法に基づいて2004年9月1日に設立された。現在、当子会社は、インド/モーリシャスの二重課税条約から免除されている。この免除が将来変更されないという保証はない。

2011年7月27日付で当社の投資主に通達した通り、2011年8月31日および2011年9月1日はインドの祝日であったため、インドの証券取引所では売買取引が行われなかった。子会社の投資の大部分がインドの証券取引所で上場および取引されているため、取締役は、当社が祝日中の連続する数日間において取引を行わないことは投資主の最大の利益になると判断した。

その結果、子会社は2011年8月30日、2011年8月31日および2011年9月1日に取引を行わなかった。2011年8月30日はインドの祝日ではなかったが、2011年8月31日および2011年9月1日の証券取引所の営業休止の影響により、2011年8月30日に子会社の投資有価証券を効果的に評価および取引することは不可能であったと考えられる。

そのため、取締役は2011年8月30日を営業日として扱わないことを決定し、この日に子会社の評価または子会社の取引は行われなかった。

したがって、当会計年度末前に公表された子会社に関する最新の評価額は2011年8月29日現在のものである。しかし、財務書類上では、2011年8月29日現在と2011年8月30日現在の投資有価証券の評価額に重大な差異が識別されたことにより、当会計年度末現在で子会社が保有する投資有価証券は2011年8月30日現在の市場価格に基づいて公正価値評価された。

ファンドの設定

2010年11月12日、グローバル・エクイティ・インカム・ファンド(米ドル建)が設定された。

2010年12月3日、ヨーロッパ・エクイティ・インカム・ファンド(ユーロ建)が設定された。

2011年4月15日、ワールド・リソース・エクイティ・インカム・ファンド(米ドル建)が設定された。

2011年8月12日、エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド(米ドル建)が設定された。

2011年8月31日に終了した会計年度に生じた重要な事象

2011年1月1日、フランシーヌ・カイザー氏が取締役会の取締役として任命され、氏の起用は2011年2月21日に開催された年次投資主総会において承認された。

2011年2月4日、エミリオ・ノベッラ・ベルリン氏が取締役会を退任した。

2011年2月21日に開催された年次投資主総会で、マールテン・F・スレンドブローク氏が取締役会の取締役として任命された。

2011年5月27日に開催された臨時投資主総会での承認を受け、当社の定款は2011年5月27日に改定された。当該改定には、当社の登録事務所の住所の変更が含まれている。

2011年6月1日、ジェームス・チャーリントン氏は取締役会を退任した。

2011年6月9日、ダグラス・A・ショー氏が取締役会の取締役として任命された。

投資証券クラスの設定

以下に開示されているのは設定日であるが、各クラスへのシードマネーの投入が設定日より後に行われている場合もある。

| 設定日 | 種類 | ファンド |
|-------------|------------------------------|---|
| 2010年9月10日 | クラスD無分配投資証券 | グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド |
| 2010年9月15日 | クラスI無分配投資証券 | ヨーロッパ・フォーカス・ファンド |
| 2010年9月15日 | クラスI無分配投資証券 | グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド |
| 2010年9月24日 | クラスA英ポンド・ヘッジ英国報告型投資証券 | コンチネンタル・ヨーロッパ・フレキシブル・ファンド |
| 2010年10月1日 | クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券 | アジア・タイガー・ボンド・ファンド |
| 2010年10月7日 | クラスA米ドル・ヘッジ無分配投資証券 | ヨーロッパ・ファンド |
| 2010年10月8日 | クラスX円ヘッジ無分配投資証券 | エマージング・マーケット・ボンド・ファンド |
| 2010年10月14日 | クラスD無分配投資証券 | USドル・コア・ボンド・ファンド |
| 2010年10月14日 | クラスA毎年分配型投資証券 | ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド |
| 2010年11月8日 | クラスD英ポンド・ヘッジ英国報告型投資証券 | ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド |
| 2010年11月10日 | クラスD無分配投資証券 | USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド |
| 2010年11月12日 | クラスX無分配投資証券 | グローバル・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2010年11月12日 | クラスA無分配投資証券 | グローバル・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2010年11月12日 | クラスA毎四半期分配型投資証券 | グローバル・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2010年11月19日 | クラスA毎四半期分配英国報告型投資証券 | グローバル・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2010年11月24日 | クラスD無分配投資証券 | グローバル・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2010年11月25日 | クラスX無分配投資証券 | エマージング・マーケット・ファンド |
| 2010年12月3日 | クラスA毎四半期分配型投資証券 | ヨーロッパ・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2010年12月3日 | クラスA無分配投資証券 | ヨーロッパ・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2010年12月8日 | クラスAハンガリー・フォリント・ヘッジなし無分配投資証券 | グローバル・アロケーション・ファンド |
| 2010年12月14日 | クラスA英ポンド・ヘッジ無分配投資証券 | グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド |
| 2011年1月18日 | クラスDユーロ・ヘッジ無分配投資証券 | ワールド・アグリカルチャー・ファンド |
| 2011年1月21日 | クラスD無分配投資証券 | ヨーロッパ・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2011年1月21日 | クラスE毎四半期分配型投資証券 | ヨーロッパ・エクイティ・インカム・ファンド |

| 設定日 | 種類 | ファンド |
|------------|-----------------------------|---|
| 2011年1月21日 | クラスE 毎四半期分配型投資証券 | グローバル・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2011年1月21日 | クラスX 無分配投資証券 | グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド |
| 2011年1月28日 | クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券 | エマージング・ヨーロッパ・ファンド |
| 2011年1月28日 | クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券 | ラテン・アメリカン・ファンド |
| 2011年2月1日 | クラスX 英国報告型投資証券 | ワールド・アグリカルチャー・ファンド |
| 2011年3月4日 | クラスA 豪ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券 | ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド |
| 2011年3月4日 | クラスA 豪ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券 | USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド |
| 2011年3月4日 | クラスA 豪ドル・ヘッジ無分配投資証券 | USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド |
| 2011年3月4日 | クラスX 無分配投資証券 | グローバル・エクイティ・ファンド |
| 2011年3月9日 | クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券 | グローバル・エクイティ・ファンド |
| 2011年3月9日 | クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券 | USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド |
| 2011年3月9日 | クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券 | USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド |
| 2011年3月11日 | クラスI 無分配投資証券 | ヨーロッパ・フォーカス・ファンド |
| 2011年3月16日 | クラスA スイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券 | ユーロ・マーケット・ファンド |
| 2011年3月25日 | クラスA スイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券 | ワールド・エネルギー・ファンド |
| 2011年4月15日 | クラスA 無分配投資証券 | ワールド・リソース・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2011年4月15日 | クラスA 毎四半期分配型投資証券 | ワールド・リソース・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2011年4月19日 | クラスC 無分配投資証券 | グローバル・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2011年4月19日 | クラスC 毎四半期分配型投資証券 | グローバル・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2011年4月19日 | クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券 | USベーシック・バリュー・ファンド |
| 2011年4月19日 | クラスD 毎月分配型投資証券 | USドル・コア・ボンド・ファンド |
| 2011年4月19日 | クラスD 毎月分配型投資証券 | USガバメント・モーゲージ・ファンド |
| 2011年4月19日 | クラスD 毎月分配型投資証券 | USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド |
| 2011年4月19日 | クラスD 毎月分配型投資証券 | USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド |

| 設定日 | 種類 | ファンド |
|------------|------------------------------|---|
| 2011年4月20日 | クラスAポーランド・ズロチ・ヘッジ無 分配投資証券 | ワールド・アグリカルチャー・ファンド |
| 2011年4月21日 | クラスA毎年総収益分配型投資証券 | ヨーロッパ・エクイティ・インカム・ファン ド |
| 2011年5月5日 | クラスDユーロ・ヘッジ無分配投資証券 | ローカル・エマージング・マーケッツ・ショ ート・デュレーション・ボンド・ファンド |
| 2011年5月17日 | クラスAスイス・フラン・ヘッジ無分配 投資証券 | ローカル・エマージング・マーケッツ・ショ ート・デュレーション・ボンド・ファンド |
| 2011年5月18日 | クラスA毎年分配型投資証券 | コンチネンタル・ヨーロッパ・フレキシブル ・ファンド |
| 2011年5月20日 | クラスD無分配投資証券 | アジア・パシフィック・エクイティ・インカム ・ファンド |
| 2011年5月20日 | クラスE無分配投資証券 | アジア・パシフィック・エクイティ・インカム ・ファンド |
| 2011年5月20日 | クラスEユーロ・ヘッジ毎四半期分配型 投資証券 | アジア・パシフィック・エクイティ・インカム ・ファンド |
| 2011年5月20日 | クラスE無分配投資証券 | ヨーロッパ・エクイティ・インカム・ファン ド |
| 2011年5月20日 | クラスE無分配投資証券 | グローバル・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2011年5月20日 | クラスEユーロ・ヘッジ毎四半期分配型 投資証券 | グローバル・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2011年5月20日 | クラスEユーロ・ヘッジ毎四半期分配型 投資証券 | ワールド・リソース・エクイティ・インカム ・ファンド |
| 2011年5月20日 | クラスD無分配投資証券 | ワールド・リソース・エクイティ・インカム ・ファンド |
| 2011年5月20日 | クラスE無分配投資証券 | ワールド・リソース・エクイティ・インカム ・ファンド |
| 2011年5月20日 | クラスE無分配投資証券 | グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファン ド |
| 2011年5月24日 | クラスD無分配投資証券 | ワールド・アグリカルチャー・ファンド |
| 2011年5月27日 | クラスD英国報告型投資証券 | ワールド・エネルギー・ファンド |
| 2011年6月9日 | クラスX英国報告型投資証券 | ワールド・アグリカルチャー・ファンド |
| 2011年6月17日 | クラスAユーロ・ヘッジ毎四半期分配型 投資証券 | グローバル・エクイティ・インカム・ファン ド |
| 2011年6月17日 | クラスAユーロ・ヘッジ無分配投資証券 | グローバル・エクイティ・インカム・ファン ド |
| 2011年7月12日 | クラスAスイス・フラン・ヘッジ無分配 投資証券 | ラテン・アメリカン・ファンド |

| 設定日 | 種類 | ファンド |
|-------------|---------------------------|------------------------------|
| 2011年 8月 2日 | クラスA 毎年総収益分配型投資証券 | ワールド・リソース・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2011年 8月12日 | クラスA 無分配投資証券 | エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2011年 8月12日 | クラスA 毎四半期分配型投資証券 | エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド |
| 2011年 8月22日 | クラスA ポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券 | グローバル・エクイティ・インカム・ファンド |

2. 重要な会計方針の要約

この財務書類は、ルクセンブルグの投資法人のためにルクセンブルグの関係官庁が規定した財務書類の作成に関連する法律および規制上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

(a) 投資有価証券およびその他の資産の評価

当社の投資有価証券およびその他の資産は以下のとおり評価されている。

- 公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券は、評価日現在の最新の入手可能な市場価格に基づき評価される。当該投資有価証券またはその他の資産が複数の証券取引所または規制市場で上場または取引されている場合、取締役はその裁量により、評価目的でかかる証券取引所または規制市場のいずれか1つを選択することができる。
上場されていない有価証券、またはいかなる証券取引所もしくはその他の規制市場において売買もしくは取引されていない有価証券（クローズドエンド型ファンドの有価証券を含む）および評価額が入手できないその他の市場における上場または非上場有価証券、または当ファンドの取締役会が、市場価格が公正市場価格を反映していないと判断した有価証券に関しては、当ファンドの取締役会が、実現可能な販売価格に基づき、慎重かつ誠実に価値を決定する。
- 投資ポートフォリオにおいて、永久債の銘柄に含まれる日付は、当該債券の繰上償還可能日を表している（償還日ではない）。
投資ポートフォリオの銘柄の欄に開示されている利率は期末における適用利率であるが、これらの債券は変動利付債であるため、情報提供の目的のみで表示されている。
- 有価証券貸付：有価証券は貸付代理店の指示により第三者ブローカーに受渡しされるが、その資産は当ファンドのポートフォリオの一部として引き続き評価される。
- 流動性のある資産および短期金融商品は、額面金額に利息を加えた金額か、償却原価に基づいて評価される。
- 現金、短期金融預金、要求払手形およびその他の債務は、額面金額で評価される。
- 主として未収利息および未収配当金、売却投資有価証券未収金、販売投資証券未収金およびリストラクチャリング費用を含む資産は、額面金額で評価される。
- 特に未払収益分配金、購入投資有価証券未払金および買戻し投資証券未払金を含む負債は、額面金額で評価される。

- ・ 事後通告証券(To Be Announced Securities)(以下「TBA」という。)は、政府系機関が発行するモーゲージ担保証券に関連するものである。これらの機関は通常、モーゲージ・ローンプールを組成されたプールの持分を販売する。TBAは、将来の決済に関して購入または売却される、これらの機関の将来のプールに関連しており、金利または償還日のいずれかが確定していない。TBAは、投資ポートフォリオに個別に開示されている。

ファンドは通常、有価証券取得の目的でTBA購入契約を締結するが、適切と思われる場合は決済前に契約を処分することがある。TBAの売却による手取金は、契約上の決済日まで受領しない。TBA売却契約が残存している間、当該取引をカバーするために、相応の交付可能有価証券または相殺対象となる(売却契約日以前に交付可能な)TBA購入契約を保有する。

TBA売却契約が、相殺対象である購入契約の取得により終了する場合、ファンドは、裏付けとなる有価証券の未実現利益または損失にかかわらず契約の利益または損失を実現する。ファンドが、契約に基づき有価証券を交付する場合、ファンドは、契約が締結された日に設定された価格で有価証券の売却による利益または損失を実現する。

2011年8月31日現在、ファンドは未決済のTBAを有していた。これは、純資産計算書の「売却投資有価証券未収金」および「購入投資有価証券未払金」に含まれている。

(b) 投資有価証券からの収益

当社は以下の方法で投資有価証券からの収益を認識している。

- ・ 受取利息は毎日発生し、定額法によるプレミアムの償却およびディスカウントの増加を含む。
- ・ 預金利息および短期金融預金利息は、発生主義で認識されている。
- ・ 受取配当金は、配当落ち日に発生する。
- ・ 有価証券貸付による収益は月次で発生する。

(c) 金融商品

当期において、当社は複数の先渡為替・先物予約を締結している。未決済の先渡為替・先物予約は、期末に当該予約を決済した場合の金額で評価される。この結果生じる超過額および不足額は未実現損益に計上され、純資産計算書の資産または負債に(適宜)含められる。

当社はカバード・コール・オプションおよびプット・オプションの売却、コール・オプションおよびプット・オプションの購入を実施できる。当社はまたスプレッド・オプションにも投資することができる。これは、2つ以上の資産の価格の差異から価値が生じる種類のオプションである。当社がオプションを売却および/または購入する時点で、当社による受取または支払プレミアムと同額が負債または資産として反映される。その後、売建オプションに係る負債および買建オプションに係る資産は、現在価値を反映するよう時価評価される。実現可能性の高い見積価格を最もよく反映する方法として、取締役会は最終取引価格ではなく仲値に基づいて、オプションを評価することに合意している。有価証券がオプション行使によって売却される場合、受取(支払)プレミアムが売却有価証券から控除(に加算)される。オプションが失効する場合(または当社が決済取引を行った場合)、当社はオプションに係る損益を、受取または支払プレミアムの分だけ(もしくは決済取引のコストが受取または支払プレミアムを超過する分だけ)実現する。

当社は1つの商品から発生する利益を他の投資より発生する利益と交換するために、スワップ契約を締結している。クレジット・デフォルト・スワップの場合、信用事由の発生による偶発的な支払い（当該契約にあらかじめ定義されている）の見返りとして、いくつかのプレミアムがプロテクションの売りに支払われる。スワップは可能な限り、第三者の値付機関から入手し、実際のマーケット・メーカーに確認した日々の価格に基づいて時価評価される。こうした時価が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーから入手する日々の相場に基づいて値付される。いずれの場合も、価格の変動は損益および純資産変動計算書に未実現評価損益として計上される。スワップの満期または解約時における実現損益およびスワップに関連して稼得した利息は、損益および純資産変動計算書上に表示される。

有価証券買戻し（または売戻し）取引は、有価証券によって保証された貸付（または借入れ）取引として処理される。当該取引では、譲渡人が他者（譲受人）に有価証券の所有権を譲渡し、合意された価格および日付で、譲渡人は有価証券の取消不能買戻しを引き受け、譲受人は当該有価証券の取消不能売戻しを引き受ける。有価証券買戻し契約は、契約時の通貨で表示されている購入価格で評価される。2011年8月31日現在、未決済の買戻し（または売戻し）条件付有価証券はなかった。

(d) 為替換算

各ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券の取得原価は、購入時の為替レートで換算されている。各ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券およびその他の資産は、2011年8月31日におけるルクセンブルグでのファンドの評価時の為替レートで換算される。

(e) 合計結合数値

当社の結合数値は米ドルで表示されており、各ファンドの財務書類の合計を含んでいる。純資産計算書の換算レートは、2011年8月31日におけるルクセンブルグでのファンドの評価時の為替レートである。

| 通貨 | ユーロ | 英ポンド | 日本円 | スイス・フラン |
|-----|--------|--------|---------|---------|
| 米ドル | 0.6924 | 0.6128 | 76.6800 | 0.8058 |

損益および純資産変動計算書の換算レートは、期中にわたり算定された平均レートである。

| 通貨 | ユーロ | 英ポンド | 日本円 | スイス・フラン |
|-----|--------|--------|---------|---------|
| 米ドル | 0.7209 | 0.6237 | 81.6669 | 0.9140 |

これらの数値は情報提供の目的のみで表示されている。

(f) 為替レート

下記の為替レートは、2011年8月31日現在、ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券およびその他の資産およびその他の負債を換算するために使用された。

| 通貨 | 英ポンド | 米ドル | ユーロ | 日本円 | スイス・フラン |
|--------------|--------|--------|--------|----------|---------|
| U A E ディルハム | 0.1668 | 0.2723 | 0.1885 | 20.8766 | 0.2194 |
| アルゼンチン・ペソ | 0.1459 | 0.2382 | 0.1649 | 18.2614 | 0.1919 |
| 豪ドル | 0.6560 | 1.0704 | 0.7412 | 82.0745 | 0.8625 |
| ブラジル・レアル | 0.3860 | 0.6298 | 0.4361 | 48.2912 | 0.5075 |
| カナダ・ドル | 0.6297 | 1.0276 | 0.7115 | 78.7951 | 0.8280 |
| スイス・フラン | 0.7605 | 1.2410 | 0.8593 | 95.1575 | 1.0000 |
| チリ・ペソ | 0.0013 | 0.0022 | 0.0015 | 0.1654 | 0.0017 |
| 中国人民元 | 0.0961 | 0.1568 | 0.1086 | 12.0222 | 0.1263 |
| コロンビア・ペソ | 0.0003 | 0.0006 | 0.0004 | 0.0429 | 0.0005 |
| チェコ・コルナ | 0.0367 | 0.0599 | 0.0415 | 4.5913 | 0.0482 |
| デンマーク・クローネ | 0.1188 | 0.1938 | 0.1342 | 14.8630 | 0.1562 |
| エジプト・ポンド | 0.1029 | 0.1680 | 0.1163 | 12.8803 | 0.1354 |
| ユーロ | 0.8850 | 1.4442 | 1.0000 | 110.7378 | 1.1637 |
| 英ポンド | 1.0000 | 1.6318 | 1.1299 | 125.1226 | 1.3149 |
| 香港ドル | 0.0786 | 0.1283 | 0.0889 | 9.8391 | 0.1034 |
| ハンガリー・フォリント | 0.0033 | 0.0053 | 0.0037 | 0.4071 | 0.0043 |
| インドネシア・ルピア | 0.0001 | 0.0001 | 0.0001 | 0.0090 | 0.0001 |
| イスラエル・シェケル | 0.1722 | 0.2811 | 0.1946 | 21.5515 | 0.2265 |
| インド・ルピー | 0.0133 | 0.0217 | 0.0150 | 1.6651 | 0.0175 |
| アイスランド・クローナ | 0.0054 | 0.0088 | 0.0061 | 0.6771 | 0.0071 |
| 日本円 | 0.0080 | 0.0130 | 0.0090 | 1.0000 | 0.0105 |
| 韓国ウォン | 0.0006 | 0.0009 | 0.0006 | 0.0719 | 0.0008 |
| クウェート・ディナール | 2.2507 | 3.6726 | 2.5431 | 281.6174 | 2.9595 |
| モロッコ・ディルハム | 0.0781 | 0.1274 | 0.0882 | 9.7688 | 0.1027 |
| メキシコ・ペソ | 0.0495 | 0.0807 | 0.0559 | 6.1919 | 0.0651 |
| マレーシア・リングgit | 0.2054 | 0.3352 | 0.2321 | 25.7057 | 0.2701 |
| ノルウェー・クローネ | 0.1145 | 0.1868 | 0.1293 | 14.3228 | 0.1505 |
| ニュージーランド・ドル | 0.5240 | 0.8551 | 0.5921 | 65.5693 | 0.6891 |
| ペルー・新ソル | 0.2247 | 0.3666 | 0.2539 | 28.1136 | 0.2954 |

| 通貨 | 英ポンド | 米ドル | ユーロ | 日本円 | スイス・フラン |
|-------------|--------|--------|--------|---------|---------|
| フィリピン・ペソ | 0.0145 | 0.0236 | 0.0164 | 1.8133 | 0.0191 |
| パキスタン・ルピー | 0.0070 | 0.0115 | 0.0079 | 0.8789 | 0.0092 |
| ポーランド・ズロチ | 0.2134 | 0.3483 | 0.2411 | 26.7042 | 0.2806 |
| カタール・リアル | 0.1683 | 0.2746 | 0.1902 | 21.0580 | 0.2213 |
| ロシア・ルーブル | 0.0212 | 0.0347 | 0.0240 | 2.6576 | 0.0279 |
| サウジ・リアル | 0.1634 | 0.2666 | 0.1846 | 20.4460 | 0.2149 |
| スウェーデン・クローネ | 0.0967 | 0.1579 | 0.1093 | 12.1048 | 0.1272 |
| シンガポール・ドル | 0.5096 | 0.8315 | 0.5758 | 63.7616 | 0.6701 |
| スロバキア・コルナ | 0.0294 | 0.0479 | 0.0332 | 3.6758 | 0.0386 |
| タイ・バーツ | 0.0204 | 0.0334 | 0.0231 | 2.5586 | 0.0269 |
| 新トルコ・リラ | 0.3567 | 0.5820 | 0.4030 | 44.6293 | 0.4690 |
| 台湾ドル | 0.0211 | 0.0345 | 0.0239 | 2.6433 | 0.0278 |
| 米ドル | 0.6128 | 1.0000 | 0.6924 | 76.6800 | 0.8058 |
| 南アフリカ・ランド | 0.0873 | 0.1425 | 0.0987 | 10.9289 | 0.1149 |

(g) 価格調整

いずれかの取引日において、あるファンドの全投資証券クラスの総取引によって取締役が設定した基準値を超える投資証券の純増減が生じた場合、そのファンドの純資産価額は、ファンドで生じる見積取引費用およびファンドが投資する資産のビッド/オファーの見積スプレッドを反映した額で調整される。英文目論見書のアペンディクスB第17(c)項に従い、かかる価格調整は、2011年8月31日現在ではエマージング・マーケット・ボンド・ファンドに、2010年8月31日現在ではアジアン・タイガー・ボンド・ファンドおよびグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに適用されていた。

投資証券1口当たりの公表/取引純資産価額は、3会計年度末における純資産価額の概要に開示されており、価格調整が含まれている場合がある。この調整は、純資産計算書および損益および純資産変動計算書では認識されていない。

3. 運用会社

ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーは、運用会社として従事するよう当社により任命されている。運用会社は、2010年12月17日法第15章に従い、ファンドの運用会社として従事するよう権限を与えられている。

当社は、2009年8月1日付で運用会社との間で運用会社契約を更新した。当該契約に基づき、運用会社は当社の日々の管理を委任されており、これにより当社の投資運用、管理事務およびファンドのマーケティングに関連するすべての業務を直接または委任して行う責任を有する。

当社の合意のもと、運用会社は、英文目論見書に詳述されているとおり、その業務の一部を委任することを決定した。

運用会社の取締役は、グラハム・バンピング(Graham Bamping)、フランク・P・ル・ファール(Frank P. Le Feuvre)およびジョフリー・D・ラドクリフ(Geoffrey D. Radcliffe)である。ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社は、金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier、以下「CSSF」という。)により規制されている。

4. 投資運用報酬および販売報酬

当期において、当社は運用会社であるブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーに対して投資運用報酬を支払った。英文目論見書のアペンディクスEに記載されているとおり、当社は投資運用報酬を支払う。投資運用報酬の水準は、投資家が購入するファンドおよび投資証券クラスに応じて0.25%から1.75%の間であり、一部のクラスD、クラスIおよびクラスQ投資証券を除く各ファンド内のすべての投資証券クラスについて同様である。投資運用報酬は、該当ファンドの純資産価額に基づき毎日発生し、毎月支払われる。運用会社は、投資顧問会社への報酬を含む、特定の費用および報酬を投資運用報酬より支払う。クラスJおよびクラスX投資証券について請求される投資運用報酬はない。

当期において、当社は主要販売会社であるブラックロック(チャンネル・アイランズ)リミテッドに販売報酬を支払った。英文目論見書のアペンディクスEに記載されているとおり、当社は年間販売報酬を支払う。販売報酬の水準は、0.50%から1.25%の間である。クラスA、D、I、JおよびX投資証券では、販売報酬を支払わない。ユーロ・リザーブ・ファンドおよびUSドル・リザーブ・ファンドのクラスA、B、C、D、I、JおよびX投資証券では、販売報酬を支払わない。これらの料率は、2011年5月31日付で更新された英文目論見書により変更された。当該報酬は、該当ファンドの純資産価額(該当する場合、アペンディクスB第17(c)項に記載されているとおり、該当ファンドの純資産価額への価格調整を反映している)に基づき毎日発生し、毎月支払われる。

主要販売会社は、当期の英文目論見書のアペンディクスC第22項に記載されているとおり、販売報酬の全部または一部を割り戻す場合がある。割り戻しがある場合、注記5に記載されているとおり、管理事務代行報酬の減額に含まれる。

2011年8月31日現在、未払いである投資運用報酬および販売報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

当期において、以下の運用中のファンドは投資運用報酬が減額されている。

ユーロ・リザーブ・ファンド

USドル・リザーブ・ファンド

5. 管理事務代行報酬

当社は管理事務代行報酬を運用会社に支払っている。

管理事務代行報酬の水準は、運用会社との合意に基づく取締役の裁量によって変更される場合があり、当社が発行する様々なファンドとクラス投資証券のそれぞれに異なる比率で適用されることになる。ただし、取締役と運用会社の間で、現在支払われている管理事務代行報酬の上限を年率0.25%とすることが合意されている。管理事務代行報酬は、該当するクラス投資証券の純資産価額に基づき毎日発生し、毎月支払われる。

課される年率は以下のとおりである。

| 投資証券クラス | 株式ファンド | 債券ファンド | 混合ファンド | 短期金融商品 ファンド |
|-------------|--------|--------|--------|----------------|
| A、B、C、D、E、Q | 0.25% | 0.15% | 0.20% | 0.075%* |
| I、J、X | 0.03% | 0.03% | 0.03% | 0.03% |

クラスI、JおよびX投資証券への投資は、2010年12月17日法第129条の意義の範囲内において、機関投資家向けに限定されている。

* クラスQ（0.10%）およびローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド、クラスA、B、C、D、E、Q投資証券（0.15%）およびクラスI、J、X投資証券（0.03%）を除く。

取締役および運用会社は、各ファンドの市場部門および競合他社と比較したファンドの業績といった複数の基準を考慮に入れ、ファンドの投資家が入手可能な類似する投資商品の市場全体について比較した場合に各ファンドの総費用比率が確実に優位性を保てることを目標とした料率で、管理事務代行報酬の水準を設定している。

管理事務代行報酬は、保管報酬、販売報酬および有価証券貸付費用とその税金ならびに投資レベルまたは当社レベルで課される税金を除き、当社が負担したすべての固定および変動の営業費用および管理費に充てる目的で運用会社が使用する。これらの営業費用および管理費には、すべての第三者費用と、当社が、または当社が代行して随時負担したその他の回収可能な費用が含まれる。この費用には、ファンド経理報酬、名義書換事務代行報酬（副名義書換事務代行会社および関連するプラットフォームとの取引費用を含む）、コンサルタント、法律、税金および監査報酬等のすべての専門家費用、取締役報酬（ブラックロック・グループの従業員でない取締役に対する報酬）、交通費、合理的な範囲の立替経費、印刷費、公告費、翻訳費用および株主への報告に関連するその他すべての費用、規則当局への届出およびライセンス手数料、コルレスおよびその他の銀行手数料、ソフトウェアのサポートおよび維持、営業費用およびインベスター・サービス・チームおよび様々なブラックロック・グループ会社によって提供されたその他のグローバル管理サービスに帰属する費用）が含まれるが、これらに限定されない。

運用会社は、ファンドの総費用比率の競争優位性を維持するリスクを負っている。したがって、すべての期間において当社が運用会社に支払った管理事務代行報酬の金額のうち、期中に発生した実際の費用を超える額について運用会社は返還する義務を負わず、一方で期中に発生した実際の費用のうち、当社が運用会社に支払った管理事務代行報酬を超える額については、運用会社または他のブラックロック・グループ会社が負担しなければならない。

ブラックロック・グループの代表者でない取締役は、会計年度毎に遂行した業務の報酬として税引後で30,000ユーロを受け取る。

保管報酬はファンドに直接請求される。特定の管轄地域に適用される税金も、ファンドに直接請求される（注記7参照）。

当期において、以下の運用中のファンドは管理事務代行報酬が減額されている。

| | |
|------------------------------|----------------------------|
| ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド | USドル・コア・ボンド・ファンド |
| ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド | USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド |
| ヨーロッパ・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド | USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド |
| フレキシブル・マルチアセット・ファンド | USガバメント・モーゲージ・ファンド |
| グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド | ワールド・アグリカルチャー・ファンド |
| グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド | ワールド・インカム・ファンド |

管理事務代行報酬の減額は、損益および純資産変動計算書において個別に開示されている。

2011年8月31日現在、未払いである管理事務代行報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

6. 保管および預託報酬

当期における当社の保管銀行は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッドである。保管銀行は、取引手数料に加えて、有価証券の価額に基づき毎日発生する年間報酬を受領する。年間保管報酬は、年率0.24bpから65bpであり、取引手数料は、1取引につき5.50米ドルから245米ドルである。両カテゴリーの報酬および手数料の年率は、投資先の国によって異なり、場合によっては資産クラスに応じて異なる。債券や先進国の株式市場に対する投資は上記の幅の下限となり、新興市場に対する一部の投資は、上記の幅の上限となる。そのため、各ファンドの保管費用は、その時点における資産配分により左右されることになる。

2011年8月31日現在、未払いである保管および預託報酬は純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

7. 税金

ルクセンブルグ

当社はルクセンブルグの法律に基づき投資法人として登録されている。したがって、当社は、ルクセンブルグにおいて所得税もキャピタル・ゲイン税も現在のところ課されていない。しかし、各ファンドの各四半期末の純資産価額の年率0.05%（ユーロ・リザーブ・ファンド、USドル・リザーブ・ファンドおよびすべてのクラスI、JおよびX投資証券の場合には0.01%）で計算された年次税を支払うことが要求されている。2011年8月31日に終了した会計年度において、ルクセンブルグの税金に関連する48,480,217米ドルが費用計上された。

ベルギー

当社は金融取引および金融市場に関する2004年7月20日法第130条に基づき、ベルギー銀行金融委員会に登録されている。ベルギーにおいて一般向け販売のために登録されたファンドには、前年の12月31日現在、ベルギーの仲介業者を通じてベルギーで販売された口数の純資産価額に対して年率0.08%の税金が課される。2011年8月31日に終了した会計年度において、ベルギーの税金に関連する1,293,504米ドルが費用計上された。

ブラジル

ブラジル政府は、ブラジルの金融および資本市場への外国投資に関連する金融取引（Imposto sobre Operações Financeiras、以下「IOF」という。）の外貨資金流入に係る課税率を、2009年10月20日より0%から2%に引き上げた。IOF税は、ブラジルの証券取引所（主にサンパウロ証券・商品・先物取引所（Bolsa de Valores, Mercadorias & Futuros de Sao Paulo（BM&F-BOVESPA）））または店頭市場における、外国人投資家による新株または債券投資に関するブラジル・レアルへの為替取引にのみ課される。この費用は、保管および預託報酬に含まれている。2011年8月31日に終了した会計年度において、ブラジルの税金に関連する9,424,364米ドルが費用計上された。

英国

報告型ファンド（Reporting Funds）

当社では英国報告型ファンドの形態が適用されている。このファンド形態に基づき、英国報告型ファンドの投資家は、分配のあるなしにかかわらずその保有高に応じた英国報告型ファンドの収益持分について課税されるが、その保有高の売却益にはキャピタル・ゲイン税が課される。取締役は、過年度には英国分配型ファンドであったファンドおよび新たに設定された特定のファンドについて、英国報告型ファンドの申請を行った。取締役は、過年度には英国分配型ファンドではなかったファンドについても、英国報告型ファンドの申請を選択する可能性がある。現在、英国報告型ファンドであるファンドのリストは、www.blackrock.co.uk/reportingfundstatusより入手可能である。

8. 投資顧問

運用会社であるブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーは、管理および投資顧問の一部を、英文目論見書に記載のとおり、以下の投資顧問会社に委託している。ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インターナショナル・リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッドおよびブラックロック（シンガポール）リミテッド。

ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクは、以下のファンドに対して投資顧問業務を提供している。

| | |
|---|----------------------------|
| アジアン・タイガー・ボンド・ファンド | USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド |
| エマージング・マーケット・ボンド・ファンド | USドル・リザーブ・ファンド |
| グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド | USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド |
| ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド | USガバメント・モーゲージ・ファンド |
| USドル・コア・ボンド・ファンド | ワールド・インカム・ファンド |

ブラックロック・インターナショナル・リミテッドは、以下のファンドについて、投資顧問業務を提供している。

グローバル・オポチュニティーズ・ファンド

ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーは、以下のファンドに対して投資顧問業務を提供している。

| | |
|------------------------------|-----------------------------------|
| ヨーロッパ・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド | USベーシック・バリュエーション・ファンド |
| グローバル・アロケーション・ファンド | USフレキシブル・エクイティ・ファンド |
| グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド | USグロース・ファンド |
| グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド | USスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド |
| グローバル・スモールキャップ・ファンド | ワールド・フィナンシャルズ・ファンド |
| ラテン・アメリカン・ファンド | ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド |

ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッドは、以下のファンドについて、ブラックロック・ジャパン株式会社に業務の一部を再委託している。

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| ジャパン・ファンド | ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド |
|-----------|--------------------------------------|

以下のファンドについて、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッドは、ブラックロック・ジャパン株式会社に業務の一部を再委託しており、同社は、ブラックロック（ホンコン）リミテッドに業務の一部を再委託している。

| | |
|--------------------|-------------------|
| ジャパン・バリュエーション・ファンド | パシフィック・エクイティ・ファンド |
|--------------------|-------------------|

ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクは、以下のファンドについて、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッドおよびブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッドに業務の一部を再委託している。

| | |
|---------------------------------|------------------------|
| フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド | グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド |
| グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド | ワールド・ボンド・ファンド |
| グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド | |

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッドは、以下のファンドについて、ブラックロック(ホンコン)リミテッドに業務の一部を再委託している。

| | |
|----------------------------|-----------|
| アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド | チャイナ・ファンド |
| アジア・ドラゴン・ファンド | インド・ファンド |

残りのファンドについては、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッドが投資顧問会社である。

運用会社は、当社が負担する投資運用報酬から投資顧問会社に報酬を支払う。

9. 関連会社との取引

運用会社、投資運用会社および投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立されたブラックロック・インクである。PNCバンク・エヌ・イーがブラックロック・インクの主要株主となっている。当社のために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が、通常の条件で有価証券仲介、外国為替、銀行業務およびその他のサービスを提供していた、もしくは本人として取引をしていた可能性があり、差益が生じる可能性がある。ブローカーおよびエージェントに対する手数料は市場の慣例に従って支払われており、手数料がブローカーおよびエージェントによって一括されている、あるいはその他の手法によって割引かれたり、現金により手数料が割り戻された場合、その差益は当社に還元されている。PNCグループのサービスは、手数料および取引条件が投資市場においてブラックロックと関連が無いその他のブローカーおよびエージェントとほぼ同様であることを前提として適切であると判断された場合に投資顧問会社によって利用可能であり、このことは、最高の成績を達成するという上述の方針と一貫性がある。

当期中、通常の業務範囲外のあるいは通常の取引条件外の取引は行われていない。当社がブラックロックの会社それぞれを通じて行った取引はなかった。

当期中、取締役によるファンドの投資証券の購入はなかった。

10. コミッションの使用

1社または複数の投資顧問会社は、現地の法律または規制により認められている場合、コミッション・シェアリング契約または同様の契約を締結することがある。これらの契約は、契約を通じて入手するリサーチまたは売買執行サービスが投資顧問会社の投資に係る意思決定能力または売買執行力を向上させ、それにより投資収益増加の見込みが高まると投資顧問会社が判断する場合にのみ締結されることになる。投資顧問会社は主要な国際ブローカーとこれらの契約を締結し、ブローカーは投資顧問会社に対して提供するリサーチおよび売買執行サービスの認識において、投資顧問会社からの売買により発生するコミッションの一部を使用するか、または投資顧問会社による売買の執行または投資顧問会社に対するリサーチの提供をサポートする第三者サービスに対して支払うことに同意する。すべての売買は引き続き最善の執行の要件に準拠しており、契約は継続して見直されている。

11. 有価証券貸付

当社は、ブラックロック・アドバイザーズ（ユークー）リミテッドを有価証券貸付の代理人として任命しており、ブラックロック・アドバイザーズ（ユークー）リミテッドは、有価証券貸付の代理人業務をブラックロック・グループ内の別の企業に再委託することができる。2011年3月31日より、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーは有価証券貸付の代理人ではなくなり、ブラックロック・アドバイザーズ（ユークー）リミテッドが代理人業務を開始した。

ブラックロック・アドバイザーズ（ユークー）リミテッドは、高格付の専門的金融機関（以下「取引相手方」という。）と有価証券貸付の契約を締結する裁量を有している。かかる取引相手方には、ブラックロック・アドバイザーズ（ユークー）リミテッドの関連会社が含まれる場合がある。当該貸付は、C S S F 通達08 / 356の要件を反映した英文目論見書の規定を遵守している場合にのみ可能である。

有価証券貸付プログラムからの投資収益の詳細は、当該ファンドの損益および純資産変動計算書に記載されている。2011年8月31日現在、貸付有価証券の評価額合計は1,351,823,169米ドルであり、株式担保の時価は1,544,009,765米ドルである。これらは、前日の終値に基づいて価格設定されている。

当該担保は、規制市場で上場が認められているまたは取引されている株式で構成される。この担保は保管銀行およびJ.P. モルガン・ユークーが保有しているため、財務書類には反映されていない。

2011年8月31日現在、関連するファンドの投資有価証券ポートフォリオにおいて「*」で記されている貸付有価証券のファンドレベルでの評価額および保有担保の評価額は以下の表のとおりである。

| ファンド | 貸付有価証券の評価額 | 担保の時価 |
|--|----------------|----------------|
| アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド | 850,501米ドル | 947,205米ドル |
| アジア・ドラゴン・ファンド | 26,178,708米ドル | 29,639,747米ドル |
| コンチネンタル・ヨーロピアン・フレキシブル・ファンド | 23,684,950米ドル | 27,839,724米ドル |
| エマージング・ヨーロッパ・ファンド | 58,495,619米ドル | 66,568,150米ドル |
| エマージング・マーケット・ボンド・ファンド | 8,448,631米ドル | 9,025,660米ドル |
| エマージング・マーケット・ファンド | 17,439,022米ドル | 19,568,135米ドル |
| ユーロ・ボンド・ファンド | 5,849,280米ドル | 6,170,900米ドル |
| ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド | 1,605,237米ドル | 1,686,460米ドル |
| ユーロ・マーケット・ファンド | 59,251,867米ドル | 67,809,852米ドル |
| ヨーロピアン・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド | 158,316米ドル | 176,106米ドル |
| ヨーロピアン・ファンド | 44,031,986米ドル | 49,048,680米ドル |
| ヨーロピアン・グロース・ファンド | 2,949,566米ドル | 3,264,799米ドル |
| ヨーロピアン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド | 9,860,704米ドル | 11,741,382米ドル |
| ヨーロピアン・バリュー・ファンド | 103,075米ドル | 113,211米ドル |
| ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド | 1,645,372米ドル | 1,713,237米ドル |
| フレキシブル・マルチアセット・ファンド | 3,507,234米ドル | 3,880,638米ドル |
| グローバル・アロケーション・ファンド | 229,815,239米ドル | 261,334,414米ドル |

| ファンド | 貸付有価証券の評価額 | 担保の時価 |
|--------------------------------------|----------------|----------------|
| グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド | 2,227,083米ドル | 2,284,212米ドル |
| グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド | 9,357,504米ドル | 10,558,838米ドル |
| グローバル・エンハンスド・エクイティ・イールド・ファンド | 6,100,253米ドル | 7,030,561米ドル |
| グローバル・エクイティ・ファンド | 3,912,889米ドル | 4,346,200米ドル |
| グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド | 12,289,592米ドル | 12,882,715米ドル |
| グローバル・オポチュニティーズ・ファンド | 1,661,775米ドル | 1,874,774米ドル |
| グローバル・スモールキャップ・ファンド | 5,149,379米ドル | 5,996,464米ドル |
| ジャパン・ファンド | 3,622,240米ドル | 4,058,355米ドル |
| ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド | 15,121,426米ドル | 16,914,257米ドル |
| ジャパン・バリュー・ファンド | 19,385,169米ドル | 21,687,510米ドル |
| ラテン・アメリカン・ファンド | 28,875,559米ドル | 34,013,982米ドル |
| ニュー・エネルギー・ファンド | 204,817,206米ドル | 236,810,381米ドル |
| パシフィック・エクイティ・ファンド | 8,498,593米ドル | 9,504,032米ドル |
| スイス・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド | 9,197,308米ドル | 10,365,124米ドル |
| ユナイテッド・キングダム・ファンド | 520,765米ドル | 633,709米ドル |
| USドル・コア・ボンド・ファンド | 1,209,940米ドル | 1,293,092米ドル |
| USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド | 26,160,033米ドル | 27,576,271米ドル |
| ワールド・アグリカルチャー・ファンド | 3,140,063米ドル | 3,641,094米ドル |
| ワールド・エネルギー・ファンド | 232,040,285米ドル | 260,850,133米ドル |
| ワールド・フィナンシャルズ・ファンド | 11,617,516米ドル | 13,005,186米ドル |
| ワールド・ゴールド・ファンド | 75,457,010米ドル | 88,295,184米ドル |
| ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド | 845,879米ドル | 964,865米ドル |
| ワールド・マイニング・ファンド | 175,816,906米ドル | 207,857,772米ドル |
| ワールド・テクノロジー・ファンド | 923,489米ドル | 1,036,754米ドル |

12. 保証として差入または供された有価証券

差入れられた売建コール・オプションの対象有価証券は、ファンドの投資有価証券明細表において「+」で記されている。2011年8月31日現在、当該有価証券の評価額は305,762,772米ドルである。

ヨーロッパ・エンハンスド・エクイティ・イールド・ファンドおよびグローバル・エンハンスド・エクイティ・イールド・ファンドについて、売建コール・オプションの担保は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッド、メリルリンチ・インターナショナルおよびバンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッドの三者間契約に基づき差入れられる。担保はファンドのポートフォリオにおいて「^」で記されており、2011年8月31日現在、その評価額は32,975,868米ドルである。

先物取引の保証として供された有価証券は、ファンドの投資有価証券明細表において「㊦」で記されている。2011年8月31日現在、これらの有価証券の評価額は78,377,258米ドルである。

保証として受取った有価証券の詳細は、以下の表のとおりである。2011年8月31日現在、これらの有価証券の評価額は2,508,934米ドルである。

| ファンド | 額面金額 | 銘柄 | 評価額 |
|----------------|-----------|---|--------------|
| ユーロ・ボンド・ファンド | 1,148,000 | Bundesrepublik Deutschland 2.5% 27/2/2015 | 1,762,562米ドル |
| | 98,000 | Bundesrepublik Deutschland 4.25% 4/1/2014 | 157,015米ドル |
| ワールド・ボンド・ファンド | 95,000 | United Kingdom Gilt Inflation Linked 2.5% 26/7/2016 | 527,105米ドル |
| ワールド・インカム・ファンド | 62,000 | US Treasury Note 0.875% 29/2/2012 | 62,252米ドル |

13. 現金担保

2011年8月31日現在の保有スワップ契約に関連するブローカーからの/(に対する)現金担保残高は、以下の表のとおりである。

| ファンド | 通貨 | ブローカーからの/(に対する)現金担保残高 |
|---|-----|-----------------------|
| アジアン・タイガー・ボンド・ファンド | 米ドル | (990,000) |
| コンチネンタル・ヨーロッパ・フレキシブル・ファンド | ユーロ | 533,900 |
| エマージング・マーケット・ボンド・ファンド | 米ドル | 1,200,000 |
| ユーロ・ボンド・ファンド | ユーロ | (2,680,875) |
| ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド | ユーロ | (7,339,802) |
| ヨーロッパ・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド | ユーロ | 665,000 |
| フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド | 米ドル | (480,000) |
| グローバル・アロケーション・ファンド | 米ドル | 30,990,000 |
| グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド | 米ドル | 5,150,000 |
| グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド | 米ドル | (685,973) |
| グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド | 米ドル | 10,000 |
| ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド | 米ドル | 11,753,498 |
| USドル・コア・ボンド・ファンド | 米ドル | 300,000 |
| USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド | 米ドル | (630,000) |
| USガバメント・モーゲージ・ファンド | 米ドル | 610,000 |
| ワールド・インカム・ファンド | 米ドル | (600,000) |

14. 配当金

取締役の現行の方針は、分配ファンドによる収益および英国報告型ファンドであるクラス投資証券による収益を除く、すべての純投資利益を留保し再投資することである（詳細は注記1を参照）。分配型クラス投資証券および英国報告型ファンドであるクラス投資証券については、当期の費用控除後のほぼすべての投資収益（総収益分配型投資証券については、総収益）を分配するという方針が採用されている。取締役会は、実現および未実現キャピタル・ゲインの両方からの配当金を含めて配当を行うか否か、収益分配型のファンドの場合は当初の資本からの費用総額を含めて配当を行うか否かと、配当額を決定することもできる。

分配型投資証券を発行するファンドについては、ファンドの種類により、配当金の支払頻度が決定され、通常、配当金は以下の通りに支払われる。

- ・ 債券分配型ファンドについては、配当原資となる収益がある場合、月次
- ・ アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、ヨーロッパ・ファンド、エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド、ユーロ・ボンド・ファンド、ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド、ヨーロッパ・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド、ヨーロッパ・エクイティ・インカム・ファンド、フィックスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファンドおよびワールド・リソース・エクイティ・インカム・ファンド（および、取締役会が随時決定するその他のファンド）については、配当原資となる収益がある場合、四半期毎
- ・ 株式分配型ファンドについては、取締役会の裁量により、年次。英国報告型の株式ファンドについては、配当原資となる収益がある場合、年次で支払われる。

毎月配当金を支払う分配型ファンドは、更に以下のとおり分類される。

- ・ 配当金が日次で算定される毎日分配型投資証券
- ・ 配当金が月次で算定される毎月分配型投資証券

2011年3月31日より、投資家は、毎月分配型投資証券または毎日分配型投資証券のどちらを保有するか選択できる。

毎四半期分配型投資証券については、四半期毎に配当金が支払われる。

毎年分配型投資証券については、年次で配当金が支払われる。

配当金の宣言および支払ならびに投資主が利用可能な再投資の選択については、英文目論見書に記載されている。

15. 後発事象

2011年11月11日、中国人民元ボンド・ファンド（人民元建）が設定された。

2011年10月20日、取締役は2011年12月15日より有効となる訂正後の英文目論見書を承認した。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

日興ブラックロック・エマージング・ロングショート・ファンド(平成24年7月末現在)

【純資産額計算書】

| | |
|------------------|-----------------|
| 資産総額 | 11,404,754,822円 |
| 負債総額 | 825,608,147円 |
| 純資産総額(-) | 10,579,146,675円 |
| 発行済数量 | 9,962,072,681口 |
| 1 単位当たり純資産額(/) | 1.0619円 |

(参考情報)

ブラックロック・エマージング・ロングショート・マザーファンド(平成24年7月末現在)

純資産額計算書

| | |
|------------------|-----------------|
| 資産総額 | 11,404,490,312円 |
| 負債総額 | 805,567,797円 |
| 純資産総額(-) | 10,598,922,515円 |
| 発行済数量 | 9,676,088,210口 |
| 1 単位当たり純資産額(/) | 1.0954円 |

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の申込の受付け、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 2,435,000千円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 10,158株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

平成20年7月1日付で、資本金を金475,000千円から485,000千円に増額しました。

平成23年3月1日付で、資本金を金485,000千円から2,435,000千円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法及び定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築及び業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営及び責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

- ・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

- ・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務ならびに有価証券の売買の媒介および有価証券の募集に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年6月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 種類 | | 本数 | 純資産総額 |
|--------|-----------|-----|--------------|
| 公募投資信託 | 追加型株式投資信託 | 29本 | 132,307百万円 |
| | 単位型株式投資信託 | 1本 | 21,930百万円 |
| 私募投資信託 | | 69本 | 1,183,238百万円 |
| 合計 | | 99本 | 1,337,475百万円 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | | 第24期 (平成23年3月31日現在) | 第25期 (平成24年3月31日現在) |
|--------------------|---|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | 3 | 7,036 | 7,980 |
| 前払金 | | 4 | - |
| 立替金 | | 12 | 4 |
| 前払費用 | | 120 | 113 |
| 未収入金 | | 95 | 29 |
| 未収委託者報酬 | | 1,101 | 880 |
| 未収運用受託報酬 | | 3,104 | 2,590 |
| 未収収益 | | 143 | 633 |
| 未収還付法人税等 | | 100 | 79 |
| 繰延税金資産 | | 417 | 388 |
| その他流動資産 | | 5 | 4 |
| 流動資産計 | | 12,142 | 12,706 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物附属設備 | 1 | 2,011 | 1,847 |
| 器具備品 | 1 | 768 | 605 |
| 有形固定資産計 | | 2,779 | 2,453 |
| 無形固定資産 | | | |
| ソフトウェア | | 23 | 17 |
| のれん | | 2,951 | 2,214 |
| クライアント・リレーションシップ資産 | | 1,380 | 1,073 |
| その他の無形固定資産 | | 3 | 3 |
| 無形固定資産計 | | 4,359 | 3,309 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 関係会社株式 | 2 | 300 | - |
| 長期差入保証金 | | 978 | 972 |
| 長期前払費用 | | - | 52 |
| 繰延税金資産 | | 1,312 | 774 |
| 投資その他の資産計 | | 2,591 | 1,799 |
| 固定資産計 | | 9,730 | 7,562 |
| 資産合計 | | 21,872 | 20,268 |

| | 第24期 (平成23年3月31日現在) | 第25期 (平成24年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 115 | 70 |
| 未払収益分配金 | 1 | 1 |
| 未払償還金 | 77 | 77 |
| 未払手数料 | 393 | 328 |
| その他未払金 | 2 | 11 |
| 未払費用 | 896 | 889 |
| 未払消費税等 | 43 | 14 |
| 未払法人税等 | 21 | - |
| 賞与引当金 | 410 | 352 |
| 役員賞与引当金 | 24 | 26 |
| 早期退職慰労引当金 | 26 | 69 |
| 流動負債計 | 2,012 | 1,839 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 6,337 | 5,237 |
| 退職給付引当金 | 342 | 44 |
| 資産除去債務 | 237 | 240 |
| 固定負債計 | 6,917 | 5,522 |
| 負債合計 | 8,929 | 7,362 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,435 | 2,435 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 2,316 | 2,316 |
| その他資本剰余金 | 3,846 | 3,846 |
| 資本剰余金合計 | 6,162 | 6,162 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 336 | 336 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 4,008 | 3,972 |
| 利益剰余金合計 | 4,345 | 4,308 |
| 株主資本合計 | 12,942 | 12,906 |
| 純資産合計 | 12,942 | 12,906 |
| 負債・純資産合計 | 21,872 | 20,268 |

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 第24期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) | 第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) |
|-----------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 5,677 | 4,207 |
| 運用受託報酬 | 9,800 | 7,952 |
| その他営業収益 | 2,292 | 4,287 |
| 営業収益計 | 17,771 | 16,448 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 1,859 | 1,370 |
| 広告宣伝費 | 73 | 218 |
| 公告費 | 0 | 12 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 422 | 399 |
| 委託調査費 | 2,895 | 2,523 |
| 調査費計 | 3,318 | 2,922 |
| 委託計算費 | 244 | 131 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 149 | 77 |
| 印刷費 | 122 | 80 |
| 諸会費 | 16 | 24 |
| 営業雑経費計 | 288 | 183 |
| 営業費用計 | 5,784 | 4,839 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 262 | 268 |
| 給料・手当 | 3,712 | 3,566 |
| 賞与 | 1,786 | 1,804 |
| 給料計 | 5,761 | 5,640 |
| 退職給付費用 | 320 | 267 |
| 福利厚生費 | 695 | 691 |
| 事務委託費 | 945 | 1,002 |
| 交際費 | 25 | 31 |
| 寄付金 | 2 | 2 |
| 旅費交通費 | 249 | 168 |
| 租税公課 | 131 | 113 |
| 不動産賃借料 | 1,113 | 964 |
| 水道光熱費 | 147 | 99 |
| 固定資産減価償却費 | 509 | 329 |
| のれん償却費 | 736 | 736 |
| クライアント・リレーションシップ資産償却費 | 306 | 306 |
| 資産除去債務利息費用 | 3 | 3 |
| 諸経費 | 767 | 313 |
| 一般管理費計 | 11,716 | 10,672 |
| 営業利益 | 269 | 936 |

| | 第24期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) | 第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) |
|---------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 1 | 500 |
| 還付加算金等 | | 18 |
| 早期退職慰労引当金戻入益 | | 46 |
| 雑益 | | - |
| その他営業外収益 | | 5 |
| 営業外収益計 | | 570 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | | 333 |
| 有価証券売却損 | | 0 |
| 為替差損 | | 25 |
| 固定資産除却損 | | - |
| 営業外費用計 | | 359 |
| 経常利益 | | 481 |
| 特別利益 | | |
| 抱合せ株式消滅差益 | | - |
| 特別利益計 | | - |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | | 126 |
| 特別退職金 | | 118 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | | 35 |
| 特別損失計 | | 279 |
| 税引前当期純利益 | | 201 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2 |
| 法人税等調整額 | | 238 |
| 当期純損失() | | 38 |

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 第24期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) | 第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) |
|----------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 485 | 2,435 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 1,950 | - |
| 当期変動額合計 | 1,950 | - |
| 当期末残高 | 2,435 | 2,435 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 366 | 2,316 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 1,950 | - |
| 当期変動額合計 | 1,950 | - |
| 当期末残高 | 2,316 | 2,316 |
| その他資本剰余金 | | |
| 当期首残高 | 3,846 | 3,846 |
| 当期末残高 | 3,846 | 3,846 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 4,212 | 6,162 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 1,950 | - |
| 当期変動額合計 | 1,950 | - |
| 当期末残高 | 6,162 | 6,162 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | 336 | 336 |
| 当期末残高 | 336 | 336 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 4,047 | 4,008 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純損失() | 38 | 36 |
| 当期変動額合計 | 38 | 36 |
| 当期末残高 | 4,008 | 3,972 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 4,383 | 4,345 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純損失() | 38 | 36 |
| 当期変動額合計 | 38 | 36 |
| 当期末残高 | 4,345 | 4,308 |

| | 第24期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) | 第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) |
|----------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 9,081 | 12,942 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 3,900 | - |
| 当期純損失() | 38 | 36 |
| 当期変動額合計 | 3,861 | 36 |
| 当期末残高 | 12,942 | 12,906 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 9,081 | 12,942 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 3,900 | - |
| 当期純損失() | 38 | 36 |
| 当期変動額合計 | 3,861 | 36 |
| 当期末残高 | 12,942 | 12,906 |

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券で時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2) 無形固定資産

ソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれん及びクライアント・リレーションシップ資産の償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(2) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 建物附属設備 | 281 百万円 | 445 百万円 |
| 器具備品 | 393 百万円 | 550 百万円 |

2 関係会社に対する資産

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 関係会社株式 | 300 百万円 | - |

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|---------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額 | 5,500 百万円 | 500 百万円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 5,500 百万円 | 500 百万円 |

（損益計算書関係）

1 関係会社に対する営業外収益は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) |
|-------|---|---|
| 受取配当金 | 500 百万円 | - |

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|-----|----|--------|
| 普通株式（株） | 9,238 | 920 | - | 10,158 |

（変動事項の概要）

100%親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社に対する現物出資による株主割当による増加：
920株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 10,158 | - | - | 10,158 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

長期借入金は主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、借入先が全て関連当事者となっており、そのリスクは当ブラックロック・グループ全体で管理されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2参照）。

前事業年度(平成23年3月31日)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金・預金 | 7,036 | 7,036 | - |
| (2) 前払金 | 4 | 4 | - |
| (3) 立替金 | 12 | 12 | - |
| (4) 未収入金 | 95 | 95 | - |
| (5) 未収委託者報酬 | 1,101 | 1,101 | - |
| (6) 未収運用受託報酬 | 3,104 | 3,104 | - |
| (7) 未収収益 | 143 | 143 | - |
| (8) 未収還付法人税等 | 100 | 100 | - |
| (9) 長期差入保証金 | 978 | 902 | 76 |
| 資産計 | 12,577 | 12,501 | 76 |
| (1) 預り金 | 115 | 115 | - |
| (2) 未払金 | 474 | 474 | - |
| (3) 未払費用 | 896 | 896 | - |
| (4) 未払消費税等 | 43 | 43 | - |
| (5) 未払法人税等 | 21 | 21 | - |
| (6) 長期借入金 | 6,337 | 6,892 | 555 |
| 負債計 | 7,888 | 8,444 | 555 |

当事業年度（平成24年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金・預金 | 7,980 | 7,980 | - |
| (3) 立替金 | 4 | 4 | - |
| (4) 未収入金 | 29 | 29 | - |
| (5) 未収委託者報酬 | 880 | 880 | - |
| (6) 未収運用受託報酬 | 2,590 | 2,590 | - |
| (7) 未収収益 | 633 | 633 | - |
| (8) 未収還付法人税等 | 79 | 79 | - |
| (9) 長期差入保証金 | 972 | 925 | 46 |
| 資産計 | 13,171 | 13,125 | 46 |
| (1) 預り金 | 70 | 70 | - |
| (2) 未払金 | 418 | 418 | - |
| (3) 未払費用 | 889 | 889 | - |
| (4) 未払消費税等 | 14 | 14 | - |
| (6) 長期借入金 | 5,237 | 5,629 | 391 |
| 負債計 | 6,628 | 7,020 | 391 |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 前払金、(3) 立替金、(4) 未収入金、(5) 未収委託者報酬、(6) 未収運用受託報酬、(7) 未収収益及び(8) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(9) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負債

(1) 預り金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等及び(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

| 区分 | 平成23年3月31日 | 平成24年3月31日 |
|-------|------------|------------|
| 子会社株式 | 300 | - |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

| | 1年以内 | 1年超 | 2年超 | 3年超 | 4年超 | 5年超 |
|-------|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| | (百万円) | 2年以内 (百万円) | 3年以内 (百万円) | 4年以内 (百万円) | 5年以内 (百万円) | (百万円) |
| 長期借入金 | - | - | - | - | - | 6,337 |
| 合計 | - | - | - | - | - | 6,337 |

当事業年度（平成24年3月31日）

| | 1年以内 | 1年超 | 2年超 | 3年超 | 4年超 | 5年超 |
|-------|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| | (百万円) | 2年以内 (百万円) | 3年以内 (百万円) | 4年以内 (百万円) | 5年以内 (百万円) | (百万円) |
| 長期借入金 | - | - | - | - | - | 5,237 |
| 合計 | - | - | - | - | - | 5,237 |

(有価証券関係)

1. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

| 区分 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|----------|--------------|------------------|------------------|
| 投資信託受益証券 | 0 | - | 0 |
| 合計 | 0 | - | 0 |

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、から の三つの制度を有しています。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| (1) 退職給付債務 | 1,550 | 1,618 |
| (2) 年金資産 | 1,352 | 1,592 |
| (3) 未積立退職給付債務 | 198 | 25 |
| (4) 未認識過去勤務債務 | 47 | 43 |
| (5) 未認識数理計算上の差異 | 96 | 23 |
| (6) 退職給付引当金 | 342 | 44 |

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | 当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) |
|--------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 勤務費用等 | 275 | 226 |
| (2) 利息費用 | 23 | 27 |
| (3) 期待運用収益 | 11 | 28 |
| (4) 過去勤務債務の費用処理額 | 0 | 4 |
| (5) 数理計算上の差異の費用処理額 | 1 | 10 |
| (6) 確定拠出年金に係る要拠出額 | 33 | 57 |
| 退職給付費用合計 | 320 | 267 |
| (7) 特別退職金 | 118 | 389 |
| 合計 | 438 | 657 |

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

ポイント基準

(2) 割引率

| 前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | 当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1.8% | 1.1% |

(3) 期待運用収益率

| 前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) |
|---|---|
| 0.7% ~ 2.5% | 2.1% |

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

(5) 数理計算上の差異の処理年数

発生の翌事業年度から9年で処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 税務上の繰越欠損金 | 1,530 百万円 | 1,085 百万円 |
| 未払費用 | 220 " | 223 " |
| 賞与引当金 | 178 " | 133 " |
| 資産除去債務 | 97 " | 85 " |
| 有形固定資産 | 89 " | 40 " |
| 早期退職慰労引当金 | 10 " | 26 " |
| 退職給付引当金 | 140 " | 17 " |
| 無形固定資産 | 91 " | 6 " |
| 資産調整勘定 | 39 " | - " |
| その他 | 11 " | 5 " |
| 繰延税金資産合計 | 2,410 " | 1,625 " |
| 繰延税金負債 | | |
| 無形固定資産 | 608 " | 404 " |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 72 " | 56 " |
| その他 | - " | 1 " |
| 繰延税金負債合計 | 680 " | 462 " |
| 繰延税金資産の純額 | 1,730 " | 1,162 " |

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 流動資産 - 繰延税金資産 | 417 百万円 | 388 百万円 |
| 固定資産 - 繰延税金資産 | 1,312 " | 774 " |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | 41.0 % | 41.0 % |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 48.6 " | 13.1 " |
| 損金不算入ののれん償却額 | 128.8 " | 44.7 " |
| 抱合せ株式消滅差益 | - " | 11.3 " |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 101.7 " | - " |
| 住民税均等割 | 1.1 " | 0.4 " |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | - " | 17.9 " |
| その他 | 1.5 " | 0.3 " |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 119.2 % | 106.2 % |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）において使用した法定実効税率は、前事業年度の41.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されています。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が103百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が103百万円増加しています。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（共通支配下の取引等）

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称

結合企業：ブラックロック・ジャパン株式会社

被結合企業：ブラックロック証券株式会社（以下、「BSC」という。）

(2) 主な事業内容

第一種金融商品取引業

(3) 企業結合日

平成23年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、BSCを吸収合併消滅会社としました。

(5) 結合後企業の名称

ブラックロック・ジャパン株式会社

(6) 取引の目的を含む取引の概要

当社はグループ内における再編の一環として、平成23年2月25日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成23年4月1日付で当社を吸収合併存続会社とし、100%子会社であるBSCを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。なお、本吸収合併の効力発生時点においてBSCの株主は当社のみとなっていることから、本吸収合併に際して、当社はBSCに対して、株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。

2. 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

| | 前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) |
|------------|---|---|
| 期首残高（注） | 233 | 237 |
| 時の経過による調整額 | 3 | 3 |
| 期末残高 | 237 | 240 |

（注）前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|-------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 5,677 | 9,800 | 2,292 | 17,771 |

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

| 日本 | その他 | 合計 |
|--------|-------|--------|
| 14,812 | 2,958 | 17,771 |

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客に該当するものではありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|-------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 4,207 | 7,952 | 4,287 | 16,448 |

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|-------|-------|--------|
| 12,063 | 3,092 | 1,292 | 16,448 |

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客に該当するものではありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

| 種類 | 会社等の 名称又は 氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 | 事業の 内容又は 職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連 当事者 との 関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|--|-------------|--------------|------------------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------|---------------|-----------|---------------|
| 親会社 | ブラック ロック・ ジャパン ・ホール ディング ス(合) | 東京都 千代田区 | 1万円 | 資産運用 会社等の 事業の支 配・管理 | (被所有) 直接 100 | 出資 | 新株 の発行 | 3,900 | 資本金 | 1,950 |
| | | | | | | | | | 資本 準備金 | 1,950 |

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-----------------------------|-------------------|--------------------|-----------|--------------------|---------------------|------------|-----------|------|-----------|
| 親会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国 ニュー ヨーク州 | 9,889 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用 受託報酬 | 0 | 未収収益 | 282 |
| | | | | | | | 受入 手数料 | 1,403 | | |
| | | | | | | | 委託 調査費 | 1,047 | 未払費用 | 106 |
| | | | | | | | 事務 委託費 | 111 | | |

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------------|-------------|-------------|--------------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|----|-----------|
| 子会社 | ブラック ロック 証券(株) | 東京都 千代田区 | 1億 5千5万円 | 第一種 金融商品 取引業 | 所有 直接 100 | 出資 | 受取 配当金 | 500 | - | - |

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------------|-------------|-------------|--------------------|-------------------|--------------|-------|----------------|----|-----------|
| 子会社 | ブラック ロック 証券(株) | 東京都 千代田区 | 1億 5千5万円 | 第一種 金融商品 取引業 | 所有 直接 100 | 吸収合併 消滅会社 | 吸収合併 | 承継資産 合計:846 | - | - |
| | | | | | | | | 承継負債 合計:387 | | |

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|-----------------------------|--------------------|----------|------------------|-------------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・ルック・ス・フィスコ・S.a.r.l. | ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市 | 10万米ドル | 資産運用会社等の事業の支配・管理 | なし | ローン借入 | 借入金 | - | 長期借入金 | 6,337 |
| | | | | | | | 支払利息 | 333 | 未払利息 | - |

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|-----------------------------|--------------------|----------|------------------|-------------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・ルック・ス・フィスコ・S.a.r.l. | ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市 | 10万米ドル | 資産運用会社等の事業の支配・管理 | なし | ローン借入 | 資金の返済 | 1,100 | 長期借入金 | 5,237 |
| | | | | | | | 支払利息 | 172 | 未払利息 | - |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 親会社への新株発行については、当社に対する貸付金を出資の目的とする株式発行であります。
- (2) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (5) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (6) 子会社からの受取配当金については、子会社における平成23年3月31日開催の臨時株主総会の決議に基づき、当社は配当金を受領しました。
- (7) 子会社との吸収合併については、共通支配下の取引として算定された額を計上しております。
- (8) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (9) 長期借入金の期末残高のうち、5,237百万円は劣後特約付借入金に係るものであります。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) |
|--------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 1,389,292 円 18 銭 | 1,270,562 円 50 銭 |
| 1株当たり当期純損失金額 | 4,171 円 51 銭 | 3,570 円 78 銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) |
|-------------------|---|---|
| 当期純損失（百万円） | 38 | 36 |
| 普通株主に帰属しない金額（百万円） | - | - |
| 普通株式に係る当期純損失（百万円） | 38 | 36 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 9,316 | 10,158 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

| 変更年月日 | 変更事項 |
|-------------|--|
| 平成19年9月18日 | 証券業登録に伴う商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。 |
| 平成19年9月30日 | 商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。 |
| 平成19年9月30日 | 公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。 |
| 平成19年12月27日 | 事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。 |
| 平成20年7月1日 | グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。 |
| 平成20年7月1日 | 株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。 |
| 平成21年6月22日 | 本店所在地変更のため、定款変更を行いました。 |
| 平成21年12月2日 | ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更(「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更)および定款変更を行いました。 |
| 平成23年4月1日 | グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。 |

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 324,279百万円（平成24年3月末現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 10,000百万円（平成24年3月末現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額(百万円) (平成24年3月末現在) | 事業の内容 |
|------------------|----------------------------|-------------------------------|
| S M B C 日興証券株式会社 | 10,000 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3 【その他】

1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

委託会社名

金融商品取引業者登録番号

設立年月日

資本金

当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託および投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

2 交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成24年8月8日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ブラックロック・エマーシング・ロングショート・ファンドの平成23年12月21日から平成24年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ブラックロック・エマーシング・ロングショート・ファンドの平成24年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | | | |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 川本修司 | 印 |
|--------------------|-------|------|---|

| | | | |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 若林亜希 | 印 |
|--------------------|-------|------|---|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上